

第447回南国市議会定例会会議録

第4日 令和8年6月18日 木曜日

出席議員

1番 斉 藤 正 和	2番 松 下 直 樹
3番 松 本 信之助	4番 西 内 俊 二
5番 溝 渕 正 晃	6番 山 本 康 博
7番 斉 藤 喜美子	8番 杉 本 理
9番 丁 野 美 香	10番 西 山 明 彦
11番 神 崎 隆 代	12番 植 田 豊
13番 西 本 良 平	14番 山 中 良 成
15番 岩 松 永 治	16番 土 居 恒 夫
17番 有 沢 芳 郎	18番 前 田 学 浩
19番 岡 崎 純 男	20番 浜 田 雅 士
21番 今 西 忠 良	

＊

欠席議員

な し

＊

出席要求による出席者

市 長 平 山 耕 三	副 市 長 渡 部 靖
副 市 長 岡 崎 拓 児	参事兼財政課長 溝 渕 浩 芳
参事兼企画課長 田 所 卓 也	情報政策 課 長 徳 平 拓一郎
危機管理 課 長 野 村 学	税 務 課 長 北 村 長 武
市 民 課 長 藤 宗 歩	子育て支援課長 高 野 正 和
長寿支援 課 長 内 村 達 也	保健福祉センター所長 弘 田 明 平
こども家庭センター所長 松 岡 千 左	環 境 課 長 吉 本 晶 先
農林水産 課 長 川 村 佳 史	農地整備 課 長 岡 崎 辰 彦
商工観光 課 長 山 崎 伸 二	建 設 課 長 山 崎 浩 司
地籍調査 課 長 横 山 聖 二	都市整備 課 長 篠 原 正 一

住 宅 課 長	伊 藤 恒	上下水道 局 長	細 木 玲 次
会 計 管 理 者 兼 長	竹 村 亜 希 子	福 祉 事 務 所 長	天 羽 庸 泰
会 計 課 長			
教 育 長	竹 内 信 人	学 校 教 育 課 長	池 本 滋 郎
生 涯 学 習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長	藤 田 佳 子
農 業 委 員 会 長	森 本 卓 哉	事 務 局 長	
事 務 局 長		消 防 長	三 谷 洋 亮

* _____

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次	長 門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

* _____

議事日程

令和 8 年 6 月 18 日 木曜日 午前 10 時開議

第 1 一般質問

* _____

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

* _____

午前 10 時 開議

○議長（西本良平） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

* _____

一般質問

○議長（西本良平） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。2 番松下直樹議員。

〔 2 番 松下直樹議員発言席 〕

○2 番（松下直樹） おはようございます。公明党の松下直樹でございます。

大衆とともにとの立党精神を胸に、生活者目線で御質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきますので、執行部の皆様、御答弁のほどよろしくお願いを申し上げます。

本日 3 日目となり、質問が重複することもあるとは思いますが、よろしくお願いをいたします。

それでは初めに、教育行政について伺いをいたします。

信頼関係構築と子供たちに寄り添う温かい指導の在り方について、教育長のお考えをお伺いいたします。

まず、日頃から現場の先生方が子供たちの未来のために一生懸命取り組んでおられることには、深く敬意を表します。その上で、現場で子供たちの声をいただきましたので、御質問をいたします。

まず初めに、教育の在り方の変化について御質問させていただきたいと思います。

私たち40代が受けてきた、いわゆるみんなと同じルールで、ある程度厳しく縛るという教育から、現在は多様性を重んじる教育へと変化をしてきております。この変化の理由と、なぜ今それが必要なのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） みんな同じルールで厳しく縛る教育とお聞きしますと、戦前戦中の軍国主義下の教育勅語の下で行われていた教育を想像いたします。現行の教育基本法の下では民主主義教育がなされていまして、松下議員がおっしゃる自ら受けてきた教育というのは、いわゆる管理教育とやゆされたことを指しているのではないかと推察し、お答えをさせていただきます。

御質問にありました多様性を重んじる教育に変化してきたその理由と必要性ですが、背景には激変する社会情勢や、それを受けての子供たちの変化にあります。急速な国際化や少子・高齢化、AI技術の進展により、Society5.0と言われる予測困難な時代を生きていくためには、一人一人の異なる背景や強みを認め合い、協働して新たな価値観を生み出す力が必要であるというふうに考えております。そのような時代背景を受けて、これまで教育基本法の下で学習指導要領も変化をしてきた経緯がございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

それでは、この激変する時代の中で、一人一人の個性や違いを認めようという、そういう時代になっております。これから社会を生き抜いていく子供たちに具体的にどんな力をつけてほしいと考えておられるのか、その狙いをお聞かせください。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） これまでの繰り返しになるかもしれませんが、これからの社会を生きていくためには、一人一人の個性や多様性を認め、自分と違う価値観を持つ人々と協働しながら

ら新たな価値観を創り出すことが重要になります。これからの社会では、単に正解を求めるだけでなく、多様な意見を尊重しながら最適解を見いだしていく力が求められます。自らの夢や志を持って、未来を切り開く力を育んでもらいたいと願っております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。教育長からの理念の重要性は確認ができました。大変にありがとうございます。

ただ、現場のほうで運用について少し気になる点がございましたので、少し御質問させていただきたいと思います。

現状について一つ伺いをいたします。

私の元にも、給食中に席を立てはいけないという指導があり、例えば実例ですけども、お箸を落としても洗いに行けなかったり、トイレに行くことすら制限されたりといったケースが耳に入ってきております。私の聞いた話では、給食中にオレンジを食べていたところ、手が汚れてしまったと、先生に手を洗いに行っていいですかと尋ねたところ、駄目だと言われたそうでございます。また、お箸を落とした生徒もいらっしゃいまして、先生に洗いに行っていいかと尋ねたところ、それも駄目だと言われたそうです。その日たまたま休みの生徒がいらしかったので、余りのお箸を使うように指導された。この体験から、後日お箸を落とした生徒がいましたが、お箸は洗いに行けない、今日は誰も休んでいないから代わりのお箸もない、どうしたらいいのかわからず、結果としてそれ以上給食を食べなかったそうです。こうした現状、またこういった指導について、南国市としてどのように認識をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 給食中に箸を落としても洗いに行けないとか、トイレにも行けないという指導が実際行われているとしましたら、これは大きな問題だというふうに考えております。具体の場面、状況を確認する必要があるんですが、これまでの事例でよくあったのが、特にこれは小学校の低学年に多いんですが、給食中の立ち回りを禁止したところ、子供さん本人がトイレに行くことも駄目といいですか、十把一からげに捉えていたということもあります。今のお話をお聞きするとそういう状況でもないと思いますが、状況を確認するとともに、今後とも丁寧な支援、指導の在り方を周知してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

教育長、これは中学校１年生の実体験でございます、しかも私が考えるに、トイレ等の禁止はある意味人権の侵害に等しいとも考えております。教育長が言われるとおり、確かにむやみやたらに席を離れるのはいけないと指導するのは、これは教育だと私も考えますが、本当に困っている状況になっても駄目だと思い込んでしまうような、そういった環境をつくってしまうのはいかなものかと考えるところでございます。

そしたら次に、生徒のために熱血で頑張っておられる先生がいる一方で、また生徒からすると言葉がきつく感じられ、ある意味恐怖を感じてしまうということも、個人差はございますが、実際にあるようです。情熱的な指導と生徒が恐怖を感じてしまうような指導とをどのように区別、認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 区別する主体を誰、またはどこを指しているのかということがちょっと分からなかったんですが、教員が熱心なあまり威圧的になっていないかという捉え方でお答えをさせていただきます。

教員の熱意や使命感は、子供たちを成長させる大切な力であると考えます。しかし、その熱意が子供に威圧感や恐怖心を与えるようなことでは、本来の教育の目的からは外れてしまいます。学校教育においては、対話を通じて理解と納得を促し、自ら考え行動できる力を育てることが求められています。一方で、安全確保や規範意識の育成のためには、時には毅然とした指導も必要です。重要なのは、厳しさの有無ではなく、その指導が子供の成長につながるものであるかどうかという視点であると考えております。教育委員会といたしましても、子供たちとの信頼関係を基盤とした教育が行われるように努めてまいりたいと考えます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○２番（松下直樹） ありがとうございます。教育長がおっしゃるように、この熱血指導と、また子供が萎縮してしまうような恐怖との間にある微妙な境界線の重要性については、共有ができました。大変にありがとうございます。

それでは続きまして、自分で考える力の育成についてお伺いいたします。

私たちが子供の頃のような、先ほどおっしゃった管理指導のようなものでは、特に真面目な子ほど先生に怒られないようにと行動するようになってしまうのではないかと懸念をしております。これでは、今の教育が目指す自分で考え行動する力が育ちにくいのではないのでしょうか、教育長の御所見をお伺いします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 自分で考え行動する力が育ちにくいという懸念もあることから、現在学習指導要領においても主体的、対話的、深い学びを掲げていると考えております。自主性や主体性を力として育てていくには、経験から学ぶこと、それは成功体験だけではなく、失敗体験から学ぶことも多いと思います。そのためには、学校が間違えても大丈夫な場所、失敗しても安心できる場所でなければなりません。安心・安全な学校づくりや答えのないことへの飽くなき探究心を呼び起こす指導の在り方が今問われているというふうに思っております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

それでは次に、そういった小学校、また中学校の生徒が秘密を厳守した上でＳＯＳなどを出せる窓口は存在するのでしょうか、またもしあるのであれば、子供たちへの周知状況や安心して相談できるような工夫がなされているのかをお伺いします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 子供の悩みやＳＯＳを発信できる方法は、現在外部機関においてもたくさん窓口があります。相談カードやパンフレット、タブレット端末に相談アプリを入れるなど、情報発信に努めております。また、本市におきましては、教職員、保護者や地域の方々へのゲートキーパー研修も継続して行っており、これまで約1,000人の受講があるなど誰でもがゲートキーパーになれるような研修を行っておりますので、子供に寄り添う環境づくりを今後とも行ってまいりたいと思います。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 周知や、また相談の工夫もあり、大変に安心をいたしました。活用しやすい、子供たちが気軽に安心して心を開いてくれるよう、これからもよろしく願いを申し上げます。

次に、先生方の心身の健康についてお伺いをいたします。

教職員というこのお仕事は、本当に責任も重く、多忙な先生方の心が軽くなるような優しく学べる研修、例えばアンガーマネジメントなどの充実が必要かと考えます。また、ちょうど成長期の子供たちでもありますので、先生方が上手に生徒たちの心をつかみ切れない先生もいらっしゃると思います。コミュニケーションスキルを磨けるような研修等、先生も一人の人間でするので、そういった先生方を応援でき、エネルギーが湧くような研修をさらに充実をさせてはいかがでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 教職員研修につきましては、多忙化と言われる今日、以前の研修とは大きく変化しております。必要最低限の研修で、オンラインを活用したり、悉皆研修を少なくしたり、また本市におきましては、若年教員研修にはグループ・エンカウンター、心を開いてお互いの理解を深めるというような研修を活用したものを取り入れて、工夫した研修が多くなってきております。研修後には研修を受けた教職員の感想もいただいて、また次回の研修に生かすような改善策も現在図っているところでございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当に先生が元気でいてこそ、子供も、また保護者も安心できると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、単に言うことを聞かせる、そういっただけではなく、子供のやる気を引き出している先生が正当に評価されるような仕組みは本市にあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 教職員の評価制度についてでございますが、本市における職業能力育成型人事評価制度は、県が定める人事評価制度にのっとり行われております。具体的には、年度初めに目標設定シートを作成し、自らの目標や学校経営ビジョンを踏まえた取組を設定いたします。そして、年度末にはその達成度を自己評価し、管理職面談により面談が行われ、今後のキャリア育成に向けたアドバイスが行われるものですので、お答えになっているかどうかは分かりませんが、一方的な評価を受けるシステムではないというふうに考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。本当に先生がやりがいを持って働けることは重要でございますので、また生徒が少しずつ変わってきたなどのそういった小さな成功体験の積み重ねが先生の自信にもつながっていくと思いますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは次に、この教員という仕事、大変に激務である先生方の負担を軽減をし、やりがいを持って働ける仕組みを南国市、本市としてどのように充実をさせていくお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 教員が子供と向き合う時間を確保し、やりがいを実感するためには、学校における働き方改革が最優先というふうに考えております。本市におきましても、この3月には給特法の改定に基づきまして、働き方改革を具体的に示した業務量管理・健康確保措置

実施計画を策定いたしました。これによりまして、公務ＤＸによる事務作業の効率化、部活動の地域展開、各種支援員の配置、またゆるやかな学期スタートを含む公務時間の見直しなど、あらゆる視点からの見直しに取り組んでおる最中でございます。こういった取組は、教職員のみを優遇するためのものではなく、子供の健全育成に資するものですので、市民、県民、国民の御理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○２番（松下直樹） 具体的な取組、大変にありがとうございます。

子供たちのためにも、先生の負担軽減は必須の課題であります。これからも施策を進めながら、改善しなければならないところは柔軟に対応していき、よりよい環境整備をよろしく願います。しっかり私たちも現場の声を皆様に届けてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

このテーマの最後に、私たちが育ったような管理教育、または恐怖や言葉で縛るような教育、最近ではそういう方向性ではないというお話ではありましたけども、なかなか現場ではまだ残っているというのが実情なのかなと、少し思うところでもあります。そういった中で、子供たちと温かい信頼で結ばれる学校にしていくために、教育長のお考えと決意をお聞かせください。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 議員がおっしゃるような御経験を決して否定するものではありませんが、戦後の学校教育全体が恐怖や威圧によって子供を縛る教育であったという見方には、私は必ずしもくみしないところであります。先ほども触れましたが、戦後の我が国の教育は、教育基本法の理念の下、人格の完成を目指し、民主的な社会の形成者を育成することを目的として進められてまいりました。現場では、子供たちの成長を願う教職員が時代ごとの価値観や社会状況の中で試行錯誤をしながら教育実践を積み重ねてきたものというふうに認識をしております。

もちろん現在の視点から見れば、改善すべき指導や行き過ぎた事例があったことも事実であります。しかし、それをもって当時の教育全体を恐怖による支配と評価することは適切ではなく、多くの教職員の真摯な努力や教育の成果も併せて見ていく必要があるというふうに考えております。その上で、現代の学校におきましては、子供の人権を尊重し、対話と信頼を基盤とした教育を一層充実させ、子供たちが安心して学び、成長できる学校づくりに努めてまいりたいと思います。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

先日の山本議員の指摘にもありましたが、昨今ＡＩが劇的に進化する時代だからこそ、人間を成長させる人間力こそが大切だと考えるところです。子供たちの心を動かし、その成長を温かく見守り育てていくことができるのは、やはり目の前の人間である先生方だと考えます。だからこそ、子供たちの心に火をともしせるような人間味あふれる教育現場の実現に向けて、これからは環境整備のほどをよろしく願いをいたします。

続きまして、次に給食時間について御質問をさせていただきます。

まず、現状をお伺いをいたします。

市内の小中学校において子供たちが純粋に食事に充てている時間が実際にどれくらい確保できているのか、市として実態を把握されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 各学校における給食の状況についてお答えします。

小学校では、6校が20分、5校が25分、1校が30分となっております。一方、中学校では、4校が15分、1校が20分という状況を把握しております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

学年のまた違いなどもあると思いますが、私の娘も今現在中学校1年生でございまして、まだまだ不慣れな時期であり、実質食事時間は10分程度だと聞きました。また、生徒の個人差もあるとは思いますが、みんな早食いをしないとなかなか完食が厳しいのが現状だと思います。

次の質問ですが、実際に中学生からは、時間が足りなくて食べ切れない、だからあえて最初から量を少なくしようかという切実な声も聞こえてまいりました。本来心も体も成長する時期にこのような悲しい選択をしなければならないこの現状を本市としてどのようにお感じになりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 時間が足りないために食べたくてもあえて量を少なく調整せざるを得ない生徒がいるという現状につきましては、教育委員会としても重い課題であると受け止めております。現在多くの学校では残食を減らす取組の一環として、箸をつける前に配膳された給食を自分に合った量に調整させる工夫を行っております。また、時間内に食事が終わらなかった場合にも、一定の延長時間を認めるなど配慮を行っている学校がほとんどでござい

すが、生徒が時間に追われながら食事をしている実態については、十分に配慮が必要であると
考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

学年や、また個人差もあると思いますけども、健康な心身の発達を阻害するそういったリスクになるのではないかと懸念しているところでありますので、御対応のほどよろしくお願いを
申し上げます。

また次に、南国市が掲げる食育の理念には、楽しく食べるといった豊かな目的があるかと存
じますが、今のこの慌ただしい給食の現場の現状では、その理念から少し乖離してしまってい
るようにも感じられます。この点について、市の見解をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 本市が掲げる食育の理念におきまして、栄養の摂取だけではなく、
時間内においしく楽しく食べるということも重要な要素の一つとして位置づけられており
ます。したがって、時間が足りないことで食事を楽しむ余裕を失わせているとすれば、それは
食育本来の理念と合致しているとは言い難く、改善すべき余地があると考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 共有の認識、大変にありがとうございます。私も少し乖離してるのでは
ないかなと、そのように感じるところでございます。

その中で、準備の手順の見直しとか時間の使い方の工夫など、現場の先生方だけで抱え込ま
せるのではなく、本市としても学校と連携をし、より具体的な改善策を進めたり積極的なサポ
ートを行ったりすることはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 小学校に比べまして、中学校のほうが食事の量が多くなるにも
関わらず、食事時間が短くなっているという現状については、大変懸念される点でございま
す。食事時間をしっかりと確保するためには、全体の食事時間を延ばすだけでなく、配膳や片
づけにかかる準備時間をいかに短縮するかという運用の見直しが極めて重要です。今後は、準
備の動線や役割分担の工夫など各学校における好事例を共有するとともに、学校現場の負担に
ならない形で、具体的な改善策や時間確保に向けたサポートを学校とともに進めてまいりたい
と考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○ 2 番（松下直樹） 学校現場では、現在多分限界までは努力をしてくれている状況だと思います。現状の課題の改善には行政のサポートが必要だと考えますので、どうか寄り添っていただいて、御支援をよろしくお願いいたします。

最後に、給食は、単なる栄養補給の場だけではなく、子供たちの心身の成長にとって非常に大切な時間です。未来を担う子供たちの健やかな成長のために、この給食時間をよりよいものへと改善していくことについて、市長の決意、熱意をお聞かせください。

○ 議長（西本良平） 市長。

○ 市長（平山耕三） 南国市の食育の基本となるべき地元の食材で作ったおいしい給食を、肝腎の時間が足りないということによりましてゆとりを持って喫食することができないというのは、本末転倒であり、非常に残念なことであると考えます。先ほど担当課長からも答弁がありましたように、具体的な改善策がないかどうかにつきまして、再度教育委員会で検討するように伝えたいと思います。以上です。

○ 議長（西本良平） 松下直樹議員。

○ 2 番（松下直樹） 市長、御答弁、大変にありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。どうか力強いリーダーシップでよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、農業政策について御質問をいたします。

まず初めに、高齢者、小規模農家の役割についてお伺いをいたします。

本市の農業において長年御尽力されてきた高齢者の方々や小規模ながら丁寧に営農されている方々がこれまで果たしてこられた役割の重要性をどのように感じておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○ 議長（西本良平） 農林水産課長。

○ 農林水産課長（川村佳史） 農業や林業の役割、重要性について話題になるときに、国土の保全や水源涵養、自然環境の保全、文化の伝承など多面的な機能という言葉がよく使われますが、小規模農業者や高齢の農業従事者の方々が果たしてきた役割というのも、単なる農産物の生産にとどまらず、畦畔や用排水路の管理、消防団活動や伝統文化の伝承、それらの活動のために必要となる知識や技術の継承など、地域コミュニティの中で活動することによって、その集落における多面的な役割を担ってきた重要な存在であると感じております。

○ 議長（西本良平） 松下直樹議員。

○ 2 番（松下直樹） ありがとうございます。

これまで何度か、大規模経営への支援は充実しているが、小規模などはなかなかこの経営に

としては厳しい現状がありましてという質問を何回かしてきたところでございますが、改めてこの構造的な課題をどのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 機材の購入などに対する補助は、基本的に規模拡大や高度化を伴うことなどが条件となっており、単なる設備更新や機材の購入に対しての補助というのは難しくなっておりますので、小規模農家の方々にとっては補助があるにしても設備投資をためらうということがあるのではないかと感じております。また、農業従事者が減少する中、国は農作業の効率化と省力化による生産性の向上を促し、大区画化する農業者への支援を強化して収益性の高い持続可能な農業構造への転換を図っているところでもあります。

一方、中山間地域に対する中山間地域等直接支払制度や農道や水路の維持管理などに対する多面的機能支払制度など、地域のインフラ維持や小規模農家に対する補助も国は設けており、本市におきましても、それらの事業を活用し、小規模農家を地域を支える大切な担い手として支援しているところです。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

私もこれまで両親とともに農業を営んでおりました。家族経営の厳しさに直面することも多々ありました。また、高齢や病気等で、私の両親も農業が厳しい現状となっております。そういったことで、ここ数年は農業も休業をしているのが現状であります。そんな中で、改めて農業のことを学び、土壌の価値について本当に重要だと考えさせられたと同時に、その価値を高めることができるのではないかと考えました。

そこで、御質問をさせていただきます。

農業の基盤である土壌を単なる生産手段として捉えることは、その本質的な価値を見誤っていると思います。僅か1センチの土壌が形成されるのに、自然界では100年もの年月がかかります。今私たちが耕している土は、膨大な時間をかけて微生物たちとともに共生をし生まれてきた、地球の本当に奇跡の財産ではないかと考えます。この土壌を改良し次世代へ継承する営みは、単なる収益のための作業ではありません。この土が持つ長い年月と生命の営みが凝縮された本質的な価値をどのように評価をされるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 土壌は、栄養素の供給源であると同時に微生物や植物に健全な環境を提供することで、生態系の多様性を支えています。水や空気の循環、炭素の貯蔵など

多様な機能を持っておりますので、地域の方々に適切に管理された良好な土壌は地域の重要な資産であると言っても決して過言ではないと思っております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○２番（松下直樹） ありがとうございます。

本当にこの土壌を育むということは、微生物の共生という自然の理にかなった、沿った、環境保全型農業の原点であると考えます。この土壌という財産を維持し、さらにその価値を永続的に高めていくためには、単なる経費だけではなく、持続可能な未来への投資が必要だと考えます。この土壌改良という営み自体を未来への投資と捉えて、本市として補助制度を設けるなど積極的に支援すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 土壌を守り適切に管理することは、持続可能な農業に不可欠なものでありますし、次世代に引き継いでいくことは重要なことであると思っております。土壌改良資材や堆肥、緑肥を使った土作りに対する補助が国の事業で幾つかございますが、本市におきましては、国の環境保全型農業直接支払交付金を活用して、緑肥などを使った自然環境の保全に資する取組に対して支援を行っているところです。市で独自に支援をとのことでございますが、現在の財政状況では国や県の補助事業を活用して財源を確保する必要があり、国や県の補助制度の中で支援を検討せざるを得ないところでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○２番（松下直樹） 持続可能な農業経営のためにも、経営を圧迫しないために直接的な投資支援など、本市はなかなか厳しいというお答えでございましたけども、何とかこれから前向きに具体的にまた検討していただければと思いますので、期待をしております。よろしくお願いいたします。

次に、見える化ラベル、みどり認定などを活用し、環境先進地として南国市ブランドを確立してはどうかと考えます。この土壌という財産を大切にする姿勢をブランドの核として市の発信力を高めていくべきだとそのように考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 化学肥料の使用低減など環境に優しい農業に取り組む農業者が生産した農産物を見える化ラベルなどを使用して消費者にＰＲすることは、農産物の付加価値を高めることにつながるのではないかと思いますし、国においてもガイドラインを作成するなど周知に

努めているところです。

認知度がまだまだとのことでございますが、取組が広がらない要因の一つとしまして、地域内での理解醸成のほか、労力、コストに見合う価格転嫁、収量や品質が不安定になる懸念があるなど収益確保の問題があるのではないかと思いますので、ブランド化には課題も多くあるのではないかと考えております。

現在生産コストの価格転嫁、適正な価格形成について国を挙げて取組を進めているところですが、見える化ラベルの取組が進んでいくためには、労力やコストに見合った価格転嫁、環境負荷低減の取組に対する付加価値について、消費者の理解を得なければならないと考えております。市としましては、環境保全型農業が持続的な産業として多くの農業者の方に取り組んでいただけるよう、国や県の制度を活用しつつ支援してまいりたいと考えているところであります。以上です。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 市長、ありがとうございました。国や県と足並みをそろえることは、大前提でございます。あえてもう一步、本市として独自性、またブランド化、ブランディング戦略に期待をしたいところであります。

単に付加価値をのせて売るだけではなく、例えば肥沃な土地にいる微生物、そういったものを見る顕微鏡写真などをSNSで発信し、おいしく安全な農作物を見えないところで支えているよい微生物、こういったこれまで育まれた土壌が物語る歴史と価値こそが大きなブランドになると考えてます。単に国や県の動きだけを見るのでは、受け身だけでは、ブランドはなかなかできないのが現状なのかなと、そのように考えます。本市の5年、10年先を目指して大きな物語を描き出す、その仕掛ける覚悟こそが今必要ではないかと考えるところです。

それでは続きまして、これからの農業には新しい価値を生み出す挑戦も必要です。失敗を恐れず、環境保全型農業という挑戦を続けよう、農家が抱える心理的、経済的なリスクを本市としてどのようにサポートしていけるか、お聞かせください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） スマート農業の導入や環境保全型農業を始めようという方など、栽培体系の転換に関する支援は一定ございます。また、経済的リスクに対する補助となると、収入保険に対する補助を市の単独事業で行っているところであります。経験実績のある従来どおりの栽培から栽培体系を変えることは、大きなリスクを伴うことで非常に勇気が要ることだとは思いますが、既存の制度を活用していただきたく御理解願います。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 既存の制度を生かしながらも、挑戦する方が孤立することのないように、意見をいただきながら伴走型の支援体制を考えてみてはどうかと思いますので、よりよい充実をお願いいたします。

最後に、大規模、小規模を問わず、本市でも誰もが輝ける農業を実現したい、先人から預かり、微生物とともに、そういったものとともに共生してきた土壌というもの、そういう財産をさらに価値あるものとして次の若い世代へつないでいく、そのような本市を目指したいと私は考えます。

最後に、農業の魅力とは、ただ稼ぐだけではなく、環境との共生という中で安全でおいしい農産物を育てる喜びややりがいそのものにあると考えますが、これに対する市長の決意をお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 担い手が減少する中、国営圃場整備事業の推進をはじめ、担い手への農地の集積、集約化の取組を進めているところで、大規模生産者の重要性が相対的に高まっております。一方で、最初の御質問に担当課長がお答えしましたとおり、小規模生産者が果たしてきた役割は、農業にとどまらず、その集落にとって重要な役割を担っておりますし、これからもその重要性は続くものと思っております。直販所を通じた消費者との直接のつながりや高付加価値の取組など、小規模生産者には大規模生産者にはない強みがあると思っておりますし、それぞれのメリットを生かして本市の農業振興に努めてまいりたいと考えております。

また、本市ならではのブランド力、若い人が農業を引き継ぎたいと思える南国市を目指したいとのことですが、そのためには農業が魅力的なビジネスであることが必要でありますし、市としては、若者の新しいアイデアや挑戦などを応援していく、あるいは一緒に考えるということも重要なことではないかと思っております。

厳しい財政状況、人員体制の中、市独自の事業展開が難しいところではございますが、議員の皆様のお知恵をお借りしながら、国や県、ＪＡなどの関係機関と連携し、将来にわたって南国市の農地、農家が守られていくよう努めてまいりたいと考えておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 本市の5年後、10年後を見据えて、今回土壌というそういったテーマでお話をさせていただきましたけども、そういったスタンスをどう本市の中で物語にし、戦略的

に仕掛けていくか、若い人をどう巻き込んでいくのか、その先頭に市長に立っていただいて、現場とともに汗を流し続けていただくことに期待をしております。

本当に農業は食を守り、命を育む、次の世代へ責任を担う大きな仕事です。どうか目に見える形で手応えのある変化へと結びつけていただきたく思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、よさこい高知文化祭について御質問をいたします。

まず、本文化祭の全体像についてお伺いをいたします。

よさこい高知文化祭とは、具体的にどのようなコンセプトや内容を持つ祭典を目指されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 全国から文化団体が集結し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する文化の祭典となります。昭和61年から第1回大会が行われ、以降毎年各県持ち回りで開催されております。なお、平成29年からは全国障害者芸術・文化祭と一体的に開催されております。令和元年以降は天皇皇后両陛下が親臨しており、全国植樹祭、国民スポーツ大会、全国豊かな海づくり大会と並び、四行幸啓の一つに位置づけられております。四国ではこれまでに愛媛県、香川県、徳島県で開催されておりましたが、高知県では開催されておらず、令和8年に初めての開催となります。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。この高知で初となる記念すべき本文化祭の開催に向け、県と連携をし、着実な準備を進めていただいていることに、まずは感謝を申し上げます。

この高知で初という歴史的な第一歩を成功させるために、準備態勢についてお伺いをいたします。

この祭典を成功させるために、県と本市はそれぞれどのような役割を担い、連携して準備を進められているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 県の主な役割といたしましては、開催主体として全体計画の策定、広報、宣伝、関係機関との調整、県域事業の実施及び予算管理など、事業全体の総括を担うものでございます。一方、市の役割としましては、市内で開催される事業の企画、運営、会場の確保及び管理、出演者や来場者への対応、地域団体との連携、地域の文化資源や特色を生

かした事業の実施など、開催地としての実務を担うものでございます。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） それでは続きまして、本市への波及効果についてお伺いをいたします。

この文化祭の開催を通してどのような地域振興や波及効果を期待されているのか、市の見解をお聞かせください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 国民文化祭の開催による市への波及効果につきましては、大きく3点あると考えております。

まず1点目は、文化振興への効果でございます。全国から多くの参加者を迎えることにより、本市で活動する文化団体や芸術活動に携わる方々の発表機会が拡大されるとともに、市民の文化芸術への関心の向上が期待されます。

2点目は、交流人口の拡大による地域経済への効果でございます。参加者等が高知県に来ていただくことにより、宿泊施設、飲食店、交通事業者などの利用が見込まれ、地域経済の活性化につながるものと考えております。

3点目は、本市の魅力発信による地域活性化効果でございます。全国規模のイベントを通じて、本市の歴史、文化、観光資源、特産品などを広くPRする機会となり、将来的な観光誘客につながることを期待されます。

市といたしましては、こうした効果を一過性のものとすることなく、文化活動の継続的な発展や地域の活性化につなげられるよう、関係団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。先ほど答弁にもありましたが、文化祭を一過性で終わらずに、その後の地域文化の活性化につなげていくということが求められている視点だと共感をいたしました。

その上で、次に市民や学校、そして地域の文化団体などが主体的、かつ積極的に参加できるような仕組みづくりについてどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 市民や学校、文化団体などが参加できるような仕組みにつきましては、小学生を対象とした生け花体験教室の開催や華道の家元と地元華道家との交流、国の特別天然記念物オナガドリをはじめとする日本鶏の歴史を学べるシンポジウム、地域の文化芸

術団体による舞台発表等が見られる第50回南国市文化祭、国府地区において行われる土佐日記門出のまつり、土佐藩参勤交代北山道を講師と歩くウォーキングイベントなど、参加型イベントを予定しております。市といたしましては、幅広い世代の方々が参加し、地域全体で国民文化祭を盛り上げることができるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。この高知県で初の文化祭に多数の団体が参加することは、さらなる地域の熱量が生まれるものだとは期待をしております。

次に、観光振興との連動について伺いをいたします。

高知龍馬空港という玄関口をはじめ、本市には海洋堂、長尾鶏センター、西島園芸団地といった観光施設と文化施設をどのように結びつけ、周遊や消費拡大につなげていくお考えでしょうか、併せて県外からの集客に向けたPR戦略についてもお聞かせください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 国民文化祭の開催に当たりましては、単に会場での開催実施にとどまらず、本市の観光資源や地域経済の活性化につなげるのが重要であると考えております。このため、空港や主要な駅などの玄関口、観光施設において開催情報を積極的に配信するとともに、来訪者が市内の観光施設や歴史、文化資源、飲食店、特産品販売所などを周遊できるよう、関係機関と連携した情報発信や誘導に取り組んでまいります。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） この本市での周遊ルートがしっかり確立をされることは、市の魅力向上にもつながると考えますので、どうかよろしくお願いをいたします。

最後に、経済効果について伺いをいたします。

来訪者数や市内の消費拡大など本文化祭がもたらす経済効果について、現時点で具体的な数値目標をどのように設定をされているのか、伺いをいたします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 事業ごとに目的や事業の趣旨が異なるため個々の数値目標を定めてはおりませんが、来場者数やアンケート結果を集計し、県が取りまとめた上で、経済効果の算出を実施する予定となっております。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） アンケートの結果などの取組などは御答弁がありまして理解をいたしました。

ただ、今回高知で初となる文化祭ですので、期待を込めて申し上げますが、具体的な数値目標がない状況では、その文化祭そのものが成功なのかどうなのか、なかなか後になって評価ができないのかな、難しいのかなと考えます。他県でもこれまで開催をしてきておりますので、その辺もまた参考にしながら、本文化祭は県主体だとは思いますが、本市でも数値目標があったほうが将来のための財産になるのではないかと考えますので、さらなる工夫を期待しております。

最後に、消防の広域化について御質問をさせていただきます。

初日に網羅的に質問がございましたので、ポイントを絞って質問をさせていただきたいと思っています。

先月、総務常任委員会視察で奈良県の生駒市へ行き、お話を伺いをいたしました。内容は、初日にもありましたけども、広域化脱退の経緯と現状の消防行政であります。生駒市の体験も踏まえて考えますと、自治体間の連携がいかに流動的であるかを物語る事例だと感じるところであります。この状況を踏まえて、本市においても、もし核となる高知市が脱退するような事態が生じた場合、どのような影響が出るかを検証していく必要があります。

そこで、御質問をさせていただきます。

高知市の脱退は、現時点では可能性が低いのかもしれません。しかし、自治体運営において最悪のシナリオを想定し備えていくことが危機管理の要諦だと考えます。仮に脱退という事態になった際、本市の財政負担が激増することは明らかであります。その際に市民サービスが低下しないか、救急車の現場到着時間や救急救助体制にどのような支障が出るのか、本市として想定されるリスクをどれほど具体的にシミュレーションできているのか、お聞かせをください。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 県一消防広域化が実現すれば、高知市が中核的な役割を果たすことになります。また、地理的にも高知県の中央部に位置し、県の人口の半分近くを占めることから、高知市が脱退することにより、同市を除くその他の地域で広域化をすることにはならないと考えております。

また、本市の財政負担のシミュレーションということで、西山議員にお答えをしたことと同じこととなりますが、令和6年度の決算額を用いて算出されております。消防費の大半を占める人件費増及び物価の高騰等により今後負担増が見込まれるため、令和7年度決算額を用いたシミュレーションを作成予定ということですが、現在のところ、経常経費や指令システム等の

追加・臨時的経費を合わせた令和9年度から令和22年度の14年間は、県の試算によると、単年度で5,621万1,000円の節減効果が見込まれるとしております。南国市が令和7年3月に整備した消防指令システムの整備費は2.6億円ですが、現在整備した場合、見積価格が約6億円となっており、この金額を基に計算されておりますので、緊急防災・減災事業債を活用した際の節減効果が大きく反映されているものと思われます。以上です。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） ありがとうございます。

次に、もしもの最悪のリスクについて伺いをいたします。

先ほどの答弁の中で、高知市が脱退を表明した場合、広域化は難しいということは共有をさせていただきました。しかし、最悪の事態を想定して伺います。

高知市が仮に脱退した場合、当然その分担金は他市に降りかかってきます。そのケースが発生したときには、本市での行政サービス等に影響はあるのかないのか、お伺いいたします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 最悪の場合を想定してということで御心配されての御質問であると思いますが、先ほどの質問でもお答えしたとおり、高知市が脱退を表明した場合には必要財源の確保が困難になると思いますので、議論が中断、もしくは白紙になると考えられます。以上です。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 消防長、ありがとうございます。非常に重い言葉として受け止めさせていただきました。大変にありがとうございます。

最後に、消防行政の在り方について伺いをいたします。

生駒市の事例のように、まずは近隣自治体との相互応援協定をより強固なものにできないのか、またほかにどのような選択肢があるかをしっかりと調査、議論していくことこそが、市民の命と財産を守るために極めて重要だと考えます。そうした柔軟な視点に立ち、広域化という枠組みに限定せず、より多様な可能性を議論のテーブルにのせるべきだと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 近隣との応援協定につきましては、南国市につきましても高知県内広域消防相互応援協定を結んでおり、日頃より水火災や地震等におきまして各消防本部の消防力を超えた事案が発生した場合、互いに助け合うことができるよう協定を結んでおり、これまでも

近隣消防本部に応援要請をしたり、応援に行くことも年に数回あるという報告を受けています。

また、早ければ来年の3月議会で広域連合法定協議会の規約を議案として提出する予定というようになっているところですが、広域化には議論していくことがたくさんございますので、今後の実務協議会等におけます内容を確認しながら、慎重に方向性を考えていく必要があると思っております。以上です。

○議長（西本良平） 松下直樹議員。

○2番（松下直樹） 市長、御答弁、大変にありがとうございました。

最後になりますが、広域化は一度進めれば容易に引き返せるものではありません。市民の安全に直結する消防行政だからこそ、拙速な判断は避け、これからの協議の中で浮かび上がる懸念点一つ一つを丁寧に精査をし、常に市民にとって最適解は何かという原点に立ち返りながら、慎重かつ堅実な判断を下していただくことを強く要望いたします。

以上で私の今議会の一般質問を終了いたします。執行部の皆様、御丁寧な答弁、大変にありがとうございました。

○議長（西本良平） 12番植田豊議員。

〔12番 植田 豊議員発言席〕

○12番（植田 豊） 議席番号12番、なんこく市政会、植田です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いします。

まず最初に、消防行政についてお聞きします。

緊急防災・減災事業債で耐震性貯水槽の設置をについて消防長にお聞きします。

緊急防災・減災事業債は、令和7年度末、昨年度末で期限がされていましたがけれども、延長され、防災・減災国土強靱化の取組を継続するため、令和12年度まで5年間延長されました。この措置により、自治体は高機能な避難所整備や橋梁、道路の防災対策、流域治水対策等の事業に引き続き有利な条件で活用できるということになりました。

そこで、お聞きします。

近年の5年ぐらいの間に南国消防として緊急防災・減災事業債の利用で行ってきた事業の主なものを時系列でお答えください。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 過去5年間の緊急防災・減災事業債を利用した主な事業実績は、令和3年度は東部分団及び大篠分団篠原班の消防ポンプ自動車の整備、中島及び前浜防災活動拠点

施設の整備、令和４年度は北部分団国府班及び岡豊分団八幡班の消防ポンプ自動車、消防団災害活動用重機の整備、令和５年度は立田消防屯所、南国市立図書館、日章防災活動拠点施設のそれぞれの敷地内に耐震性貯水槽を整備、令和６年度は後免分団消防ポンプ自動車の整備、日章及び十市防災活動拠点施設の整備、同じく十市防災活動拠点施設の敷地内に耐震性貯水槽を整備、令和７年度は市役所駐車場及び国府小学校に耐震性貯水槽を整備しております。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○１２番（植田 豊） ありがとうございます。

それでは次に、答弁の中に耐震性貯水槽の設置がありました。耐震性貯水槽の利用目的と市内設置場所及び１か所当たりの金額をお答えください。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） まず、利用目的としては、昭和４０年代後半から５０年代にかけて市内９０か所以上に防火水槽を設置しておりますが、設置より５０年以上が経過しているところもあり、亀裂が入り水が漏れ出している水槽もあることから、東日本大震災以降、既存の防火水槽も修理して残しつつ、消火水の確保が難しいところに耐震性貯水槽の設置を進めております。令和８年４月１日現在で市内に４２基の耐震性貯水槽を設置しており、火災等における消火水確保はもちろんですが、南海トラフ地震等による地震火災に対応するための設置も進めています。能登半島地震における輪島市の大規模火災においては、断水により消火栓からの取水ができず、水利の確保が大きな課題となっておりますので、今後も積極的な水利の確保のため設置を進めてまいります。

また、１か所当たりの金額についてですが、掘削したときに水が出たり砂地のため埋設が難しかったりするなど工事に手間がかかる場合、費用が高額となります。また、近年工事費が高騰しており、標準の４０トンの耐震性貯水槽で１,０００万円から１,５００万円の工事費がかかります。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○１２番（植田 豊） ありがとうございます。

それでは、今後の耐震性貯水槽設置予定をお聞きします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 今年度は新川児童遊園地内に設置を予定しております。今後も市内全域を確認し、火災時等において消火水の確保が難しい場所に設置していきたいと考えております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 大災害を想定した場合、耐震性貯水槽は、ろ過器を通すことによって生活用水として使用され、また消火活動のための用水確保を確実に担うことができるものです。非常に重要な設備だと考えます。引き続きの設置をお願いいたします。

次に、救急出動の件数と現場への到着時間について、消防長にお聞きします。

総務省消防庁は、令和8年3月31日、昨年令和7年中における全国の救急出動件数速報値を発表されました。前年比で0.4%減の768万6,235件だったと発表されました。搬送人員も0.1%減の676万1,871人で、いずれも令和2年以降、5年ぶりのマイナスとなっています。消防庁は軽症者の搬送が減り適時適切な利用が広がっていると見られると分析しているようですが、本市南国市の救急出動件数は過去10年間の変化を見たときに増加傾向にあるとお聞きしたことがあります。

そこで、質問です。

南国市の過去5年間の救急出動件数を順番にお答えください。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 過去5年間の救急出動件数ですが、令和3年中は2,671件、令和4年中は3,010件、令和5年中は3,154件、令和6年中は3,185件、令和7年中は3,327件となっており、過去4年間は毎年過去最高を更新しております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） それでは、救急車が119番通報を受けてから現場に到着するまでの時間、令和6年度中の全国平均は約9.8分です、先ほどの内容です。南国市の場合はどうでしょうか。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 令和6年中の救急出動における現場到着所要時間は10.1分となっております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 救急出動件数が増加傾向にある要因及び現場への到着時間が全国平均よりも約0.3分、18秒ぐらい遅くなっている要因についての心当たりがあればお答えください。お願いします。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 救急出動の増加につきましては、搬送された方の約70%が65歳以上の

高齢者となっており、一番の要因は高齢化が挙げられると思います。また、事故種別を見ますと、高齢者の急病及び転倒等で骨折されるなど、負傷者による搬送も多くなっております。

次に、現場到着所要時間ですが、近年の推移を説明しますと、令和４年中が10.3分、令和５年中が10.2分、令和６年中が10.1分、令和７年中については9.7分と、令和６年中の全国平均時間を下回っております。要因として考えられるのが、指令システムの更新や市中心部の道路整備が挙げられると思いますが、南国市内の病院への搬送割合が増加したことについても時間短縮の大きな要因であると考えます。

数年前は市内の病院への傷病者の搬送割合は約70%でしたが、令和７年中では約46.5%となっており、市内病院への傷病者受入れが増加しております。市内への病院に搬送しますと、救急出動が３件、４件と重なることで遠方、例えば市外からの出動となり、現場に到着する時間が長くなる傾向にあります。市内の病院が傷病者を積極的に受け入れてくれることで容易に次の出動態勢を取ることができますので、今後も市内の病院への積極的な受入れをお願いしていきたいと考えております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○１２番（植田 豊） ありがとうございます。南国市内病院の傷病者の受入れが増えているということですので、本当にありがたいし、うれしいことだと思います。

また、解決策としてはそれぞれ難しい部分はあるように思いますが、時間の短縮が傷病者の生命につながります。Live 119映像通報システムの試験運用も開始されています。引き続きできる対策を最大限取っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、女性消防士の採用率について質問させていただきます。

総務省消防庁は、警察官や自衛官と比べると女性の割合が低いということで、令和８年度当初までに女性の割合を５％に引き上げることを目標に掲げてきましたが、令和７年４月１日現在の女性の占める割合は全国で約3.8%、6,386人であり、少しずつ増加する状況にあるとしています。

そこで、お聞きします。

南国市の女性消防吏員の人数と割合を教えてください。

○議長（西本良平） 消防長。

○消防長（三谷洋亮） 現在の南国市消防本部の実員は68名であり、うち女性は１名となっております。女性消防士の割合については約1.5%となっております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○ 1 2 番（植田 豊） 現時点での割合の低さは全国平均と比べてかなり低いわけですが、何か理由、要因があるとお考えでしょうか、お答えください。

○ 議長（西本良平） 消防長。

○ 消防長（三谷洋亮） 南国市消防職員採用試験の過去 5 年の実績記録を見ますと、5 年間の合計受験者数は138名であるのに対し、女性の受験者はそのうち 5 名と、非常に少ない現状があります。現在は県においても女性を対象とした消防の仕事体験イベントの開催や女性吏員 P R 動画の配信等の事業を行っておりますが、依然として女性が働くことのできる職業として認識する方が少ない現状があると考えております。

○ 議長（西本良平） 植田豊議員。

○ 1 2 番（植田 豊） ありがとうございます。

女性消防士の必要性は、主に傷病者の安心感、多様なニーズへの対応、職場環境の活性化の 3 点に集約されると思います。救急現場での安心感と配慮、救急活動において患者や負傷者の体に触れる機会は多々あります。特に女性の傷病者にとって、同性の隊員が対応することは心理的なハードルを下げ、大きな安心感につながります。デリケートな聴取、女性特有の症状や相談が必要な際、女性隊員のほうが話しやすいという側面があります。

そこで、質問です。

以前、消防長より、女性吏員を増やすお考えはあるとお聞きしたことがあります。今までと同じやり方をしても難しいと思います。どのような方法を今後お考えでしょうか、お答えください。

○ 議長（西本良平） 消防長。

○ 消防長（三谷洋亮） まずは、女性を採用したくても受験してくれないという現状がありますので、消防は女性が安心して働いていくことのできる職業であることを広く P R していくことが重要であるとともに、その取組を長年にわたり続けていくことが重要であると考えております。今年度も 7 月に南国市において嶺北、香美、香南の消防本部と合同で消防職業説明会の開催を予定していますので、今後も女性消防吏員の採用に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（西本良平） 植田豊議員。

○ 1 2 番（植田 豊） ありがとうございます。

幾つかの方法をお考えのようです。目標達成の結果を出すためにも、今まで以上に消防本部全体が一丸となることも必要かと思えます。県内他市町村も同じ傾向にあると思われますが、

女性消防士を増やすことは絶対必要です。あの手この手のあらゆる手段の方法、対策を考えていただいて、女性消防士を増やしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、防災行政について質問させていただきます。

まず最初に、外国人の方へ災害時にやさしい日本語を。

昨年12月の高知新聞に、香南市、災害時の外国人支援において非常に重要となるやさしい日本語を活用した避難所対応の訓練を行いました。こうした実践的な訓練の取組として、実際に外国の方や多様な方が避難してきた際にスムーズに情報把握ができるよう工夫された。香南市、避難者カードが用意されていますと載っていました。

そこで、危機管理課長に質問させていただきます。

香南市の避難者カードには、1つ、基本情報、氏名、住所、世帯主の有無、2つ目、避難形態、避難所生活か在宅避難か（食料等の配給のみ希望かなど）、3つ目、健康状態や配慮、けが、人工透析、酸素療法の有無、4つ目、アレルギー情報、小麦、卵、牛乳など食事提供時の配慮、5つ目、ペット同伴、車両避難の有無等についてカードに載っているようです。

そこで、質問です。

本市には同様の避難者カードはありますか、あるなら香南市のように避難者カードがやさしい日本語対応になっているか、お答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 本市では、各指定避難所の避難所運営マニュアルを作成しており、受付の際に使用する避難者カードも整備しております。避難者カードには、避難生活の支援につなげるために必要となる項目として、香南市と同様の情報を記載する欄を設けております。

本市の避難者カードは、比較的平仮名を多く使用したものではありませんが、やさしい日本語を意識した表記にはなっておりません。ただし、避難者カードとは別に避難所の受付で聴覚障害者や日本語に不慣れな外国人とコミュニケーションを図るためのツールとして、イラストやさしい日本語を使用したコミュニケーション支援ボードを準備しております。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 次に、大分前、一昨年のことになりますけど、令和6年12月の高知新聞に南国市内の記事として、南海トラフ地震に対して外国人への防災教育や啓発は南国市国際交流協会からの要請で過去2回実施したが、定期的な啓発活動はできていないと載っていま

す。さきの避難者カードも含めて、ここ数年、二、三年の外国人の方に対しての防災教育、訓練等の活動内容をお答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 昨年10月26日に実施した避難所開設・運営訓練では、南国市国際交流協会にも参加いただき、避難所での受付や避難スペースの確認、炊き出し食料の試食などを体験していただきました。このような機会があれば参加を要請することはありますが、定期的な啓発活動には至っていないところです。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

次に、香南市避難者カードの内容の一部ですが、紹介させていただきます。

やさしい日本語での言い換え例として、1つ、「御記入をお願いします」を「ここにお名前や住所を書いてください」、2つ目、「在宅避難を希望ですか」を「家に住むことができますか」等、できる限り日常会話に近い言葉遣いになっています。今回の質問の避難者カードについて、南国市、本市の導入予定をお聞きます。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 香南市の事例を参考にして、日本語に不慣れな方でも容易に記入できる避難者カードを作成してまいりたいと思います。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。南国市内でも外国の就労者の方も随分多くなっていると感じています。どうぞよろしくお願いします。

次に、ボランティアセンターの運営についてお聞きます。

初日の西山議員の内容と重複するかも知れませんが、よろしくお願いします。

災害時のボランティアセンターは、地域住民やボランティア希望者と支援を必要とする個人、団体をつなぐマッチング機能と情報提供を行う組織です。平時は活動の啓発や育成、また災害時には災害ボランティアセンターとして被災地ニーズとボランティアの調整を担います。

そこで、危機管理課長にお聞きます。

南国市の災害ボランティアセンターの体制が現時点でどのようなになっているのか、お聞きます。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 災害発生時のボランティアの受入れに関しましては、南国市社

会福祉協議会がその設置、運営を担うこととなっております。本市では、その実効性を担保するために、南国市内に災害が発生した場合における協力体制に関する南国市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定を南国市社会福祉協議会と締結しております。また、本市の災害対策本部の体制としては、受援全般の業務を担う後方支援チームがボランティアセンターの開設要請や連絡調整を行うこととしております。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

次に、ボランティアの方が安全に活動していただくために幾つかの質問をさせていただきます。

まず、ボランティア保険の加入はどのようになっていますか。2つ目、スムーズな運営をするために適切な活動内容を依頼する側とボランティア側の御本人や団体さんに伝える必要があります。マッチング方法はどのようになっていますでしょうか。また、資機材等の確保はできていますか。ボランティアの休憩待機スペース、駐車場等の確保はどのようになっていますでしょうか。質問です。よろしくお願いします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 被災地へボランティアに向かわれる方のボランティア保険に関しては、ボランティアに向かう際にあらかじめお住まいの地域の社会福祉協議会で保険を掛けることが可能となっております。活動内容のマッチングにつきましては、効果的な活動のために非常に重要なこととなりますし、ボランティアセンターの運営の中でも中心的な活動になります。南国市、香美市、香南市の3市の社会福祉協議会では、例年合同でマッチングも含めた受入れの模擬訓練を行っております。資機材につきましては、現在十分な物品、数量が整っているものではありませんが、協定に基づき、社会福祉協議会と協議の上、整備を進めております。休憩スペースや車で来られたボランティアの方の駐車場等のスペースにつきましては、現状では十分な検討ができておりません。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

休憩スペースや宿泊施設に車で来られた方に対しての駐車場の確保、宿泊施設の確保ができていないということが分かりました。平時から関係団体と防災協定等を締結し、顔の見える関係を築いておく必要があると考えます。大災害時を想定すれば、必ず必要になります。今後は十分な体制づくりを今以上によりしくお願いします。

次に、新たな防災気象情報について、危機管理課長にお聞きします。

先月５月29日から運用が開始された新たな新防災気象情報は、大雨、洪水などの災害リスクと避難行動とを結びつけて、レベル表示で分かりやすくなりました。

そこで、質問です。

今までは災害ごとに情報名称と警戒レベルが異なり、受け手の我々にとっては分かりにくいという課題があったと聞いています。大きく変更になった点をお尋ねします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 従来の気象情報では、住民の避難行動の目安を示す警戒レベルと降雨の状況や降雨による土砂災害、洪水などの危険度を示す注意報や警報等、いわゆる気象予警報との関係が分かりにくいということが課題となっておりました。この点を改善することを大きな目的として、今回の防災気象情報の変更に至っております。

具体的には、河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮の４つの防災気象情報につきましては、住民の避難行動の目安を示す５段階の警戒レベルに合わせて発表すること、５段階の警戒レベルと対応させるために防災気象情報も５段階の情報として整理し、警戒レベル４相当の情報として新たに危険警報を設定すること、５段階の警戒レベルと防災気象情報との対応を明確にするために気象情報にも５段階のレベルの数字を付して発表すること、以上が大きな変更点であります。例えば大雨の気象情報に関しましては、これまでの大雨警報に代わり、レベル３、大雨警報という言葉で発表されますし、さらに危険度が高まれば、レベル４、大雨危険警報として発表されるようになります。

さらに、気象情報名も大きく変更しております。

具体的には、洪水に注意、警戒する必要があることを示す洪水注意報、洪水警報などの情報名がなくなり、物部川に関しましては氾濫という言葉を用いて、レベル２、氾濫注意報、レベル３、氾濫警報などと発表されるようになりました。それ以外の河川につきましては、従来どおりの水位情報の発表と併せて、当面の間、大雨に関する情報でも扱うこととされております。

なお、氾濫注意報等の情報に関しましては、他の気象情報と異なり、市町村に対してではなく、河川、本市の場合は物部川に対して発表されることに注意が必要となります。

また、土砂災害に関しましては、従来は大雨情報の中で取り扱い、例えば大雨警報（土砂災害）などとして発表されておりましたが、今回の改善により、大雨から独立して土砂災害という言葉を用いて発表されるようになりました。例えば、レベル３、土砂災害警報やレベル４、

土砂災害危険警報などとして発表されます。

そのほか、市町村単位の時系列情報として、あしたまでの警報等の見通しが発表されることが、気象解説情報や気象防災速報として、例えば線状降水帯の半日前予測や直前予測、発生情報が発表されることとなりました。この点も大きな改善点となっております。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

防災気象情報の役割は、災害規模を示すことではなく、受け手側が避難や避難準備など具体的な行動につなげ、自身や周囲の命を守ることにあります。

改めて質問です。

今回の変更で行政側、自治体側の想定されるメリットをお答えください。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 先ほどお答えいたしましたとおり、今回の改善は住民の避難行動につなげることを目的として行われております。この点につきましては、避難情報の発令を検討し、状況に応じて発令をする義務を負う自治体側にとっても大きなメリットとなります。先日の台風6号接近時には、この新しい防災気象情報に基づき対応を検討いたしましたが、本市の状況に応じて避難情報を適切に発令するためにも、今回の改善は検討、判断のしやすい情報になったと感じております。避難情報の発令は、災害対策基本法で市町村長が発令すると定められておりますので、今後も気象庁から発表される防災気象情報を十分に活用し、適切な避難情報の検討、発令につなげてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 行政側にも発令しやすくなった、情報を出しやすくなったということなわけですから、新しくなった新防災気象情報の定着には一定の時間はどうしてもかかると思います。受け手側である我々が誤った場合は不具合が生じることも想定しておく必要もあります。少なくとも今シーズンに最大限の広報、周知活動が必要かと考えます。どのような方法で市民の方に広報、周知されるのか、予定をお聞きします。

○議長（西本良平） 危機管理課長。

○危機管理課長（野村 学） 新しい防災気象情報の広報につきましては、南国市の広報紙「広報なんこく」や防災新聞等を通じてお知らせをしております。特に「広報なんこく」につきましては、出水期に合わせて6月号、7月号の2回続けての広報を行い、周知を図っております。また、自主防災組織や地区防災連合会の防災学習や総会に合わせて、順次説明を行って

いるところです。引き続き、混乱を招くことのないよう、より丁寧に住民への説明、啓発を行ってまいります。以上です。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。先ほども質問させてもらいましたように、一定の時間はかかると思いますので、いろんな場面で周知のほどをよろしくお願いします。

次に、農林行政について質問させていただきます。

まず最初に、南国市危険木伐採等森林整備事業補助金についてお聞きします。

先月5月4日月曜日は、みどりの日でした。というわけではないと思いますが、ゴールデンウィーク中に全国ニュースでも公園や街路樹等の倒木や、高知新聞では、JR相次ぐ倒木で運休、26日から27日にかけての局地的な大雨が原因と見られます、JR四国の対応、4月28日、定例会でJR四国の社長は倒木は確実に増えたと述べ、従来の巡回点検に加えて樹木の専門家が同行する調査を実施する方針を表明しました等、倒木に関する全国ニュースが入ってきました。本市南国市では、南国市危険木伐採等森林整備事業補助金が今年4月から実施されています。「広報なんこく」5月号に大きく載っています。

農林水産課長にお聞きします。

始まったばかりではありますが、現時点での問合せや受付の状況等についてお聞きします。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 現時点で1件交付決定されており、そのほか何件かお問合せをいただいておりますが、そのうちの1件につきましては、現地確認を行い、現在手続を進めているところでございます。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。今のところ始まったばかりということもあるかも分かりませんが、交付決定は1件だということで、承知しました。

次の質問です。

補助対象者の条件や補助内容、補助金額はどのようになっているか、改めてお聞きします。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 南国市内の森林に存在する立竹木のうち、倒れることで住宅等に被害を与えるおそれがある立竹木の伐採に係る費用を補助することで、適切な森林管理と倒木等による被害防止を図ることを目的とした事業となっておりまして、立竹木の所有者や直接的な被害を受けるおそれのある方が森林組合や造園業者などに伐採を委託した場合の費用に対

する補助となっております。

補助対象となる立竹木は、立木の場合は樹高 5 メートル以上かつ地上 1.2 メートルの部分の直径が 25 センチ以上、竹の場合は樹高 5 メートル以上かつ地上 1.2 メートル部分の直径が 10 センチ以上で、樹高と同等の距離の範囲内にある住宅または市道に被害を与えるおそれがある場合としております。また、補助金額は補助対象経費の 2 分の 1 以内で、75 万円が上限となっております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

さきに紹介しました新聞の中にもありましたが、JR 四国の社長の話です。従来の巡回点検に加えて樹木の専門家が同行する調査を実施する方針を表明したとあるように、一般の方にしてみたら、木が太ってきたから切らないかんがやないろうかとか、腐ってきゆうにかわらんき切らないかんがやないろうかとか、幹も腐ってきゆうがやないろうか等、要するに見た目には、なかなか普通の方にしてみたら、実際倒木する可能性があるかどうかというのは、よく分からないと思います。

そこで、質問です。

先ほどの話にもあった専門家、樹木医さん等に診てもらう場合に、診断してもらうために補助金を使えますか、お答えください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 補助対象とはなっておりません。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 本当に倒木事故が発生した場合、人や住宅に被害を与えてしまい、大きな事故になってしまうことが考えられます。一度診ちょいてもらいたいという方の要望に補助金が使えるように今後検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 御指摘のとおり樹木の健康状態というのは専門家でないと判断が難しい場合があるかとは思いますが、本事業は倒木による被害防止だけではなく、水源涵養や土砂災害防止といった森林の多面的な機能を持続的に発揮するために必要な間伐など、適切な森林管理を促すことも補助の目的となっております。そのため、現在危険木であるかどうかの判断については幅広く捉えており、樹高と同等の距離の範囲内に住宅や市道がある場合は、樹木の状態にかかわらず、伐採費用の補助対象と考えております。補助申請に当たって樹木の

状態を判断することは求めておりませんし、状態を判断することに要する費用を補助対象としておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。将来的には考えてみてください。よろしくお願いします。

次に、本県開催の第78回全国植樹祭についてお聞きします。

先月の令和8年5月愛媛県で、第76回全国植樹祭えひめ2026が5月17日日曜日に天皇皇后両陛下が御臨席され松山市の式典会場で開催されました。愛媛県での開催は、昭和41年、1966年以来60年ぶりとなり、大会名が第76回全国植樹祭えひめ2026、大会のテーマが「育てるけん 伊予の国から 緑の宝」、本会場が愛媛県総合運動公園（松山市）で開催されました。2年後、令和10年は本県高知県で第78回全国植樹祭が開催されます。全国植樹祭は、天皇皇后両陛下が出席され、県民挙げての取組の行事となるはずです。その年の開催県は、会場の選定から準備に数年前から取り組みます。昨年11月に本県高知県で令和10年に開催されることが新聞等で発表されました。現時点で決まっていることもかなりあるかと思います。

まず、質問です。

大会のテーマ、あるいは式典会場等について、決まっていることをお答えください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 令和10年に高知県で開催予定の第78回全国植樹祭につきましては、大会テーマや式典会場について高知県から南国市に対して直接通知されているわけではございませんが、高知県が全国植樹祭に関するホームページを開設しておりまして、そちらで各種情報発信がなされております。大会テーマは「黒潮に 恵み届ける 森づくり」で、式典会場は高知県立春野総合運動公園体育館となっております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

次に、現時点で本市南国市のこの全国大会への取組の内容を教えてください。

○議長（西本良平） 農林水産課長。

○農林水産課長（川村佳史） 農林水産課としての取組は、現時点では特にございません。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 学校教育課としましては、市内では国府小、久礼田小、奈路小、たちばな幼稚園が、式典等で使用される苗木を育てる苗木のスクールステイに取り組んで

おります。昨年末に種子の配布と専門家による育成指導を受け、現在栽培中でございます。育成期間は、令和9年秋頃から令和10年春頃までとなっております。その後、回収された苗木は、全国植樹祭や関連する記念行事に活用されると聞いております。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

学校教育課のほうで課長が御答弁いただきました苗木のスクールステイという形で今現在やっておられるようですが、私としては、2002年に高知県内全域を会場として開催された第57回国民体育大会、よさこい高知国体を思い出します。歓迎ムードはもちろんのこと、宿泊施設の大幅な不足をカバーするため、民泊を取り入れました。私の住んでいる岡豊町小蓮地区でも、一般の御家庭と小蓮自治会公民館でも受入れを行い、喜んでいただき、多くの市民や行政職員の関わった方々の労が報われたと記憶し、今でも宿泊された選手の方と交流がある話は時々聞く話です。

皇室や大会役員の方、参加される多くの方は、飛行機で高知龍馬空港にお越しになると思われます。県内で最初に南国市に入るとのことです。2年後のことです。今回も本市南国市として最大限の歓迎ムードでお迎えすれば全国的にも注目されると思いますので、それぞれの担当課で工夫していただきたいと思います。

この年はちょうど「ジョン万」の放映もあり、高知県が注目されます。取組や進捗状況も今後の一般質問で何回か質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、商工観光行政の中で、中小企業振興事業費補助金についてお聞きします。

南国市中小企業振興事業費補助金の受付が今年も4月1日より募集が行われており、市内の中小企業者を対象に創業、特産品や新製品の開発、販路拡大などを支援する南国市中小企業振興事業費補助金を実施するものです。

そこで、お聞きします。

地域特産品等開発事業とお土産品開発事業、大きく2つに使い道が分かれると思います。地域特産品等開発事業とお土産品開発事業の対象事業件数を令和5年、6年、7年でお答えください。また、本年令和8年の受付状況を現時点で4月、5月をお答えください。よろしくお願いします。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 地域特産品等開発事業につきましては、令和5年度は1件、令和6年度は6件、令和7年度は3件となっております。お土産品開発事業につきましては、令

令和6年度及び令和7年度に実施したものでございまして、令和6年度は5件、令和7年度は1件となっております。また、今年度の地域特産品等開発事業の受付状況につきましては、5月末時点ではゼロ件となっております。以上でございます。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） 令和5年、7年と比べて、令和6年が非常に多い結果、数字になっています。

質問です。

令和6年度が多くなっている心当たり、理由をお答えください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 令和6年度の実績件数が多いことにつきましては、令和7年度前期の連続テレビ小説「あんぱん」の放映を契機に、南国市へ訪れる観光客へのお土産品等の開発に市内中小企業者の方々が取り組まれたことによるものと考えております。また、市として連続テレビ小説や後免をテーマにしたお土産品開発を支援するお土産品開発事業を実施したことも、市内中小企業者の方々の取組を後押しできたのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

やはり朝ドラ「あんぱん」の放映時期に県外市外からのお客様の入りを見込んで、企業の商品開発が現れたものだと思います。南国市観光協会さんの話になりますが、観光客と思われるお客様の南国市への入り数から、アフター「あんぱん」はまだまだ続いているのではと言われていました。

そこで、質問です。

せっかくの追い風機運を生かさない手はありません。振興事業費補助金です。利用する側の企業、個人、経営者さん等にどのように周知、広報をさせていく予定なのか、お答えください。

○議長（西本良平） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 南国市中小企業振興事業費補助金の広報活動につきましては、南国市ホームページにてお知らせしているところでございます。また、今年度は土佐FBCの方に相談させていただいてございまして、土佐FBCと親和性が高い地域特産品等開発事業等のチラシを作成し、土佐FBC事務所へのチラシの設置や土佐FBCのメーリングリストに登録

されている方々へのこのチラシを添付したメール配信に向け、準備を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（西本良平） 植田豊議員。

○12番（植田 豊） ありがとうございます。

こじつけた話にはなりますが、今年の秋にはよさこい高知文化祭、令和10年には先ほど質問させてもらいました全国植樹祭や大河ドラマ「ジョン万」の放映、また3年後にはなりますが、本市南国市制の70周年を控えています。いろいろな思いを込めて、商工業、観光業界はもちろん、南国市の活性化につながればよいと考えますので、せっかくの事業ですので、よろしくをお願いします。

以上で私の本議会の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（西本良平） ちょっとお待ちください。消防長。

○消防長（三谷洋亮） 消防行政についての答弁に誤りがありましたので、訂正をいたしたいと思います。

数年前は市内の病院への傷病者搬送割合を「約30%」と説明をしなければならなかったところ、「70%」と誤って答弁をしてしまいました。正しくは約30%で、現在は約46.5%となっているところです。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（西本良平） 以上で終わります。

（「訂正ありがとうございました。御丁寧な答弁、ありがとうございました」と
呼ぶ者あり）

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

○議長（西本良平） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。5番溝淵正晃議員。

〔5番 溝淵正晃議員発言席〕

○5番（溝淵正晃） 議席番号5番、なんこく市政会の溝淵正晃でございます。

通告に従いまして、一問一答形式で順に御質問させていただきます。

本議会の質問は、1つ目、文化財保存活用地域計画、2つ目、子育て支援、3つ目、国民健

康保険になります。

3日目となりますので答弁が重複することもあると思いますが、執行部の皆様、御答弁よろしく願いいたします。

まず、文化財保存活用地域計画についてお伺いします。

文化財保存活用地域計画とは、2019年の文化財保護法改正により創設された制度で、市町村が地域に存在する文化財を総合的に保存、活用するためのマスタープランのことです。そのため、文化財保存活用地域計画を策定することで、文化財の保存、保護だけでなく、観光振興や地域学習、移住促進などの施策と一体的に進めることが可能になります。

南国市5期総合計画にも文化財保存活用地域計画の策定と郷土の歴史と生活、文化に親しむ活動の推進が目標に掲げられ、現在取り組まれています。幸いにも、先日の教育民生常任委員会の行政視察では、太宰府市と朝倉市の取組を前田課長も一緒に確認することができましたので、南国市において今後どのように取り組まれていくのか、お伺いいたします。

まず、太宰府市の取組についてお伺いします。

太宰府市は、文化財を単に保存するだけではなく、まちづくりや観光、教育、市民活動と一体的に活用することを目標としています。特に注目すべき点は、国、県、市の指定文化財だけではなく、地域に残る古文書や祭り、歴史的景観なども文化遺産として位置づけています。また、太宰府市民遺産制度を設け、市民が残したい歴史や文化を認定し、市民主体で保存、活用する仕組みを構築しています。さらに、教育委員会だけでなく、観光、都市計画、景観、地域振興部門との連携をしています。

そこで、質問ですが、指定文化財だけではなく、地域に残る古文書や祭り、歴史的景観なども文化遺産として位置づけていましたが、南国市でも位置づけてもらえるのか、お伺いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） このたびは、南国市議会教育民生常任委員会の溝淵正晃委員長をはじめ、委員の皆様方には、福岡県太宰府市と朝倉市、宗像市への視察に同行する機会を与えていただきまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましても、地域における古文書や伝統的な祭り、歴史的景観などは、地域の歴史や文化を今に伝える貴重な財産であると認識しております。太宰府市では、地域に残る有形、無形の文化資源を文化遺産として位置づけ、その保存と活用を通じて地域振興や郷土愛の醸成

に取り組まれております。本市におきましても、そのような先進事例は参考になるものと考えております。今後につきましては、地域に残る文化資源について実態把握や記録保存を進めるとともに、その価値を再評価する取組について研究してまいります。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。ぜひ地域に残る文化資源について実態把握、あと記録保存も進めていただいて、再評価もしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、市民が残したい歴史や文化を認定し、市民主体で保存、活用する仕組みを構築しておりますが、継続して取組を進めるためには必要な仕組みだと考えていますが、課長のお考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 議員御指摘のとおり、地域住民や関係団体との連携を図りながら文化資源の保存と活用の両立に向けた方策について検討し、地域の魅力向上や次世代への継承につなげてまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。継続性を考えたときに、やはり市民にいかに関わってもらうのかということが重要になってくると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

また、教育委員会だけでなく、観光とか都市計画、景観、地域振興部門との連携をすることで南国市の発展につながるのではないかと考えますが、課長のお考えをお伺いします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 文化資源は、郷土の歴史や文化を学ぶ教育的な役割に加え、地域の魅力を発信する観光資源としての活用や歴史や風土を生かしたまちづくり、良好な景観形成にも重要な役割を果たすものと考えております。そのため、今後におきましては、教育委員会のみならず、関係部局との情報共有や連携を図りながら、文化資源の保存と活用の両立に向けた取組について研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。関係部局との情報共有や連携を図っていただいて、文化資源の保存と活用、その両方に向けた取組を今後も進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、朝倉市の取組についてお伺いします。

朝倉市では、地域全体の歴史、文化を守りながら活用することを目指していますので、どちらかといえば太宰府市の取組よりも南国市に合うのかなと考えております。朝倉市では、災害に強い文化財保護のために、文化財レスキュー体制や発災時の連絡体制等の構築を計画に盛り込んでいました。また、文化財活用を地域振興策として考えておりまして、歴史的建造物の活用だけでなく、地域コミュニティとの連携や観光イベント開催等を行っています。

そこで、質問ですが、朝倉市では郷土愛の醸成や他地域からの朝倉市への関心向上のために秋月検定やあさくら検定を行っていました。大変面白い取組だと考えますが、課長のお考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 議員御紹介の朝倉市における秋月検定やあさくら検定につきましては、地域の歴史や文化、自然、人物などを学ぶ機会を提供することで、市民の郷土への理解と愛着を深めるとともに、市外の方々にも地域の魅力を広く発信する取組であると認識しております。このような取組は、地域の歴史や文化資源を再認識するきっかけとなるだけでなく、世代を超えて郷土への関心を高める効果が期待されることから、大変意義のある取組であると考えております。また、検定を通じて地域の魅力を学ぶことは、観光振興や地域活性化、人材育成にもつながる可能性があり、先進地の事例を参考に検討したいと考えております。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。市外の方々にも地域の魅力を広く発信するだけでなく、南国市民の方々にも南国市ってすごいねと、郷土愛の醸成にもつながると考えますので、よろしくお願いいたします。

次に、南国市は南海トラフ地震に対応した取組が必要だと考えますが、朝倉市のような災害に強い文化財保護を考えておられるのか、お考えをお聞きします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 南海トラフ地震に対応した取組としましては、県が主導して津波浸水想定区域にある動産の指定文化財を事前に高台にある県立歴史民俗資料館などの博物館施設に避難しておく事業が進められております。既に南国市の津波浸水想定区域にある県指定以上の指定文化財に関しては、避難が完了しております。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

指定文化財に関しては、避難が完了しているということですので、その部分につきましては、安心しました。それら以外の文化財も今後どうやって守っていくのかも、これから考えていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、朝倉市では、文化財活用を地域振興策として考えて、歴史的建造物の活用だけでなく、地域コミュニティとの連携や観光イベントの開催等を行っていましたが、南国市でも取り入れる予定はあるのか、お聞きします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 令和8年2月に野中廃寺跡が国の史跡に指定されたことを受けて、秋頃に指定記念シンポジウムや企画展などを計画しております。その事業の一環で、地元小学生への出前授業や地域と協働でイベントを開催することができないか、模索しているところであります。今後さらに地域との連携やイベントなどでの文化財活用ができる場面があれば検討したいと思います。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。地域コミュニティとの連携、小学生への出前授業等については、南国市をよく知ってもらう機会になると考えますので、ぜひ取組をよろしくお願いします。

1つ目の質問の最後となりますが、これからこういった流れで文化財保存活用地域計画の策定や郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進に取り組まれていくのか、今後のスケジュール等についてお聞きします。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 計画策定に当たりましては、文化財や歴史資源の調査、整理、関係団体との協議、市民意見の集約などが必要となることから、一定の人的、財政的負担を伴うものと考えております。そのため、まずは基礎的な調査・研究を進めるとともに、国や県の補助制度の活用の可能性についても調査し、財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。今後は、事業効果や必要な財源を十分に検討しながら関係部局とも連携し、計画策定や関連事業の予算化について研究してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

南国市5期総合計画の初年度でもありますので、まだまだこれからだとは思いますが、太宰府市や朝倉市の担当者とは関係が築けたと思いますし、他市の取組につきましても、広く情報

収集いただきながら取組を進めていただきたいと考えております。

私は今回視察に行くまでは、文化財保存活用地域計画を南国市でも策定していく予定なんだ、あったらいいなぐらいしか考えていなかったんですけども、この視察ですごく考えさせられまして、地域計画はなくてはならないものだとは強く感じております。

同僚議員からも話が出ておりましたけども、南国市は土佐日記の紀貫之とか長宗我部氏の岡豊城跡、また野中兼山の舟入川や後免の名前の由来、さらには戦争遺跡など、本当に様々な文化遺産があります。現状ではそういったものが点在しているだけというふうに考えますので、ぜひ文化財保存活用地域計画をしっかりと作成していただいて、物語を作っていただいて、市民の方が分かりやすく、誇れるような、また市外の方にも南国市っていいな、憧れるなというような、そういった計画ができれば、南国市に住んでみたいと思う人も多くなって、南国市の人口減少を止められるかもしれませんので、十分情報収集していただきながら、あと担当課だけではなく、市が一体となってぜひ取組を進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2つ目、子育て支援についてお伺いします。

新年度になりましたので、また確認させていただきますが、兄弟で別園に通っている世帯数と人数についてお聞きします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 30世帯66人です。うち、同一保育施設へ申込みをしたにもかかわらず別園となっている世帯は5世帯で、新たに入所される下のお子さんの人数で5世帯5名でございます。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。去年は35世帯77人ってということで、30世帯66人ってということで、ちょっと減ってると。それで、最終的には、希望してるけど別園に行ってるっていうのが5世帯5人ということだと思います。

かなり改善して安心したところではありますけども、児童福祉法により保育の必要性を最優先にするっていうことは理解しておりますし、ただ子育てを考えたときに兄弟が別園になるっていうことは、朝夕の送迎負担だけではなくて、子供の精神的な安定のところにも関係しますし、あと南国市は南海トラフが心配されておりますけども、そういった災害時の引渡しなどにも大きな影響があると私は考えてます。

ちなみに、京都市では、2024年4月から兄弟が同じ保育園に通えるよう加点制度を見直して

いるみたいで、同一園希望の場合の加点が5点から15点に引き上げられまして、同じ園に通える可能性が高くなっているみたいです。あと、視察に行きました宗像市につきましては、年度途中などは当然枠が埋まっているので難しいということなんですが、年度当初であれば最優先で同園となるような調整をしておりますと言っておられました。

そこで、質問ですけども、宗像市のように兄弟児最優先というのはなかなか難しいとは考えるんですが、できるだけ同じ園に通えるように現状の8点を京都市の15点程度に見直していただきたいのですが、課長のお考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 南国市の兄弟加点は、南国市保育施設等の利用調整に関する要綱の策定時点から18点でございます。令和2年度より、前々年度中から引き続き兄弟、姉妹が既に利用している保育施設等を同時利用するために転園を希望している場合に該当しますと、さらに8点が追加され、26点加点となるように改正をしております。保育入所の定数を超えた場合の利用調整指数につきましては、国による統一的な基準はなく、自治体が独自に作成をしております。議員御質問の京都市は、令和6年4月入所から保育利用に係る兄弟同一入園を最優先にしますとしまして、それまでの調整指数5点を15点に引き上げたものでございます。

それで、兄弟児の指数は、京都市の15点に対し、南国市は18点です。それで、自治体によって配点が異なるために、調整に対し重要な判断材料であります就労時間を基に京都市と南国市で比較をしますと、表がないとちょっと口では分かりにくいんですけど、フルタイムの方が最も点数が高くて、京都市は40点が配点されます。これに対して、南国市はフルタイムの場合は100点でございまして、この就労の一番高いフルタイムにどのぐらいの労働時間の人が同じぐらいまでいくかっていうことを比較しますと、京都市では1日5時間勤務の方が25点の点に対して15点の兄弟加点があって、フルタイムと同じ40点になります。それで、南国市は4.5時間勤務で90点ですので、18点の兄弟加点を加えると、フルタイムを超える108点となります。この就労時間のみの比較では、京都市よりも南国市のほうが有利となります。それ以外に多岐にわたる項目があって、ちょっと一律の比較が難しいものです。

それで、今後も県内自治体や他県の動きを注視していきますが、直ちに見直すっていうことは考えてないところでございます。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。私の勘違いで、18点の加点ということなんです

ね。

では、南国市は加点が18点なのに、別園に通う世帯及び人数が多いのか、その理由が分かれば教えてください。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） さきにお答えしました30世帯のうち同一園を希望されていない25世帯は、主に上のお子様が通われている保育施設にゼロ歳児の受入れがないためやむを得ない場合や、ゼロ歳、1歳などの乳幼児期は小規模の保育施設に預けたいとの保護者の希望があるものと考えております。同一希望の5世帯につきましては、申込みと入所の際の点数をお答えしますが、長岡西部に2世帯申込みをされまして入所決定者の最低点が215点で、5世帯のうち後免野田が1世帯で243点で、岡豊保育園が2世帯で215点です。それで、調整点の合計が高くなければ、兄弟の加点をつけた場合でも入所が難しいものとなっております。このことから、市内中心部の受入れ定数を増やすことが必要だと強く感じているところでございます。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。ぜひ市内中心部の受入れ定数を増やしていただきたいなと強く願っております。

それで、次の転園の8点加点の質問につきましては、先ほど御答弁いただいて、どちらかを選択するわけじゃなくて、合計されると理解しましたので、省かせていただきます。

新しく始まった子ども・子育て支援金制度におきましても、誰でも通園制度が始まっており、人口減少が進む中、少しでも子育てしやすい環境を整えることが必要になってきております。子育てしやすい環境を整えることは、南国市の人口減少を抑えることにもつながりますので、兄弟が同じ園に入園しやすくなるように何とかしていただきたいのですが、平山市長、何とかならないでしょうか。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 兄弟児で別園へ通園となりますと、多大な負担を強いることとなるということは認識しておるところでございます。しかしながら、担当課長が答弁したように、一つの側面ではありますが、現状でも京都市以上の兄弟児優先を行っているということでありますので、見直しについては慎重に考えていきたいというように思います。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。見直しについては慎重に考えていただけるということで、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

今後は受入れ定数を増やしていくことが重要になってくるのかなというふうに理解しました。以前から明見保育所の増築などについてもお願いしておりますが、市内中心部の定数を増やせるように建て替えや増築などにつきましても御検討いただきまして、兄弟が同じ園に通えるように取組を進めていただけたらありがたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、視察に行った宗像市の取組について南国市で実現できないか、お聞きします。

宗像市では、保育コンシェルジュの取組を行っていました。保育コンシェルジュは、市役所子ども育成課に配置され、保護者の状況や希望を聞きながら最適な保育サービスを案内する専門相談員で、認可保育所、認定こども園、幼稚園だけでなく、一時預かりや病児・病後児保育、認可外保育施設なども含めて提案をしてくれます。そのため、単なる窓口業務ではなくて、保護者のニーズに応じて複数の選択肢を提示する利用者支援事業として機能しておりました。それで、保育所入所が難しい場合でも、一時預かりや認可外施設などを代替案で提案してくれるみたいです。

そこで、質問ですが、こういった取組があれば子育て中の保護者は相談しやすいのではないかと考えますが、南国市でもこういった窓口をつくってもらえないか、課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 保育コンシェルジュという名称で保育担当部署に人員配置を行えば、利用者にとって非常に分かりやすく、相談もしやすい環境になると思います。現在、利用者支援事業所としては、すまいるがございます。また、市内5か所の支援センターで子育ての相談は受け付けているところです。子育て支援課の窓口でもある程度の提案は行っているところですが、やはり認可保育入所を主とした説明となっているところがございます。今後こども家庭センターとも協議をして、現状が子育て中の保護者の相談ニーズに対して十分であるかを再確認をしてまいります。

○議長（西本良平） 溝淵正晃議員。

○5番（溝淵正晃） ありがとうございます。

相談内容によりますので、認可保育入所以外の情報も含めて、その家庭に合ったアドバイスができる体制をつくってほしいなというふうに考えます。よろしくお願いします。

次に、病児・病後児保育についてお聞きします。

以前にもお伺いしましたが、子供が発熱した際などに利用できる病児保育は南国市にはありません。宗像市では病児保育お迎えサービスというのがありまして、保護者が仕事などですぐ

迎えに行けない場合でも、看護師や保育士がタクシーで園へ迎えに行って、病児保育施設で預かる仕組みができております。大変すばらしい取組だと感じました。お迎えサービスはなかなか難しいと思うんですけども、病児保育は前向きに御検討いただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（西本良平） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高野正和） 病児保育につきましては、令和8年4月から夢工房さくら病児保育室「さっちゃんち」にて、生後10か月から小学3年生までのお預かりが可能となっております。大変申し訳ございません。担当課として広報が不十分だと感じておりますので、市広報などで広報するようにいたします。また、病児保育お迎えサービスにつきましては、議員おっしゃるとおり、なかなか難しいとは感じておるところでございます。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。そうなんですね。南国市にも病児保育がついに来たということで、本当にうれしく思います。

できましたら、受入れ人数であったりとか受入れ年齢とかも含めて、可能な範囲で構いませんで、少しずつ拡大していただけたらありがたいなというふうに考えます。よろしくをお願いします。

また、小1の壁打破を目指す取組もすばらしいもので、幼児期から小学校教育への円滑な接続を目指した取組を行っていました。主な取組として、保育所、幼稚園、小学校教諭の合同研修や幼保小連携による情報共有、保育の日、学校の日として相互参観を行ったり、カリキュラムの接続、子供の育ちや配慮事項の共有などになります。特に保育所、幼稚園、小学校教員の情報交換で、子供の育ちや配慮事項の共有ができているっていうことはすばらしいと感じました。南国市でも個別に保育園等への問合せをしているかもしれませんが、組織として情報共有が必要な子供の保育士と教師が直接情報共有ができる場があるのは、保護者の不安の軽減対策にもなるのかなというふうに考えます。

そこで、質問ですが、南国市でも保育所、幼稚園、小学校教員の合同研修や情報交換はできないか、課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） この取組ですけれども、国からの要望で全国的に進んでおりまして、南国市でも南国市の教育振興基本計画、こちらは令和8年から11年度までのものなんですけれども、保幼小の円滑な接続の推進を明記し、保幼小連携の取組を推進するために作成さ

れた架け橋期のカリキュラムに基づきまして、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿や小学校の学びを念頭に置いた専門的で高度な知見に基づいた質の高い保育、教育の推進を目指しております。

具体的には、架け橋プログラムを基にした架け橋期、こちらは5歳児から1年生の2年間ですけれども、その間の教育の充実を図るために、保幼小の先生が連携、協働して、架け橋期カリキュラムを作成し、各小学校区全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目標として取り組んでおります。

その内容としましては、保幼小の先生が子供を真ん中にして互いの教育内容を顔を合わせながら話し合う活動を通じて協働してカリキュラムを作成し、交流をしております。今年度は5月14日に令和8年度保幼小連絡協議会を開催し、各小学校区でグループになり、架け橋プログラムの研修や今年度の交流等のプランを立てました。各小学校区では、月に1度、もしくは学期に数回程度交流の機会を設けております。その中で、子供についての情報交換も積極的に行われております。以上でございます。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。架け橋プログラム、大変素晴らしいと思います。ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

小1の壁とは、これまでの同僚議員の話にも出てきたんですけども、下校時間が早い、学童保育の不足、保護者の就労への影響、子供の環境変化などが考えられるわけですが、下校時間が早いとか保護者の就労への影響につきましては、保育園の期間と違って過ごす時間が異なりますので、ある程度は仕方ないのかなと考えます。

学童保育の不足につきましては、私が学童に関わっていたときから学童が一番必要な低学年を最優先に受入れを行うことを各運営委員会で行っていましたので、期間内にきちんと手続を取れば、1年生は問題はないはずです。ただ、私が会長をしてたときに、申込みをしていなくて、後で申込みに来て入れないという状況があって、お父さんとお母さんで学童の前でけんかするということがありまして、学童って本当に働く保護者にとっては大変なくてはならないものだなと感じたものです。

それで、先ほど御説明いただいた子供を真ん中にして互いの教育内容を顔を合わせながら話し合う活動をしているというのは、環境変化に対応する、子供に対して行うものだということで、大変素晴らしい取組だと思います。

私がこの質問をしたのは、学童の先生が支援の必要な子供の対応をどうしたらいいか分から

ないというのもあって、学校の担任や保育園の保育士なんかにまず相談していろいろ対応してたというのを思い出しまして、宗像市で取り組まれている子供の育ちや配慮事項の共有などの取組を聞いたときに、配慮しないとイケない子供がいた場合に、その子供はどういった状況でどういった対応を取るのか、またそのときにどのように対応すれば落ち着くのかという情報を保育士から小学校の担任の先生が確認することができれば、小学校でも子供や、また保護者についても安心できるのではないかなと思い、今質問しました。

既に各小学校区で月に1回から学期に数回程度交流の機会を設けられておるということなので、そういった中で子供についての情報交換を積極的に行われているということですので、大変素晴らしいと思いますし、もし可能であればですけども、学童のほう、南国市学童保育連絡協議会のほうにも確認は必要だとは思いますが、学童の先生なんかも新入生として受け入れます。ですので、子供たちが過ごす場所である家庭、それと学校、それと学童で子供たちの状況を共有しながら見守ることができれば、すごくいい環境が整っていくんじゃないかなと思いますので、ぜひ御検討のほうをよろしくお願いします。

最後の質問に入ります。

国民健康保険についてお聞きしますが、まず子ども・子育て支援金制度の今後についてお聞きします。

今後段階的に見直しがされていくとお聞きしておりましたが、どういった流れで見直されていくのか、課長にお伺いします。

○議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（藤宗 歩） 子ども・子育て支援金は、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略加速化プランで定められ、育休手取り10割支給や妊婦への10万円給付、こども誰でも通園制度等の子育て支援拡充の財源の一部に充てられます。令和8年度から全世代の皆様から拠出いただくことが法律に規定されており、公的医療保険に加入されている方は4月分から、被用者保険に加入されている方は5月分の給与から徴収が開始されています。この支援金につきましては段階的に導入することとされており、全国で集める支援金総額は、令和8年度はおおむね6,000億円、令和9年度はおおむね8,000億円、令和10年度がおおむね1兆円を目安とすることが法定されています。

現在こども家庭庁が公表している試算資料では、国民健康保険の1人当たりの支援金額は、令和8年度が月額250円、令和9年度が月額300円、令和10年度が月額400円となっています。令和8年度の南国市における子ども・子育て支援金額は、1人当たりおよそ年3,300円となっ

ており、こども家庭庁が示した令和８年度の１人当たりの金額の年3,000円、250円掛ける12か月と近い金額であることから、南国市国保で今後子ども・子育て支援金額がどれくらい引き続き上がるのかをこども家庭庁の試算で考えると、令和９年度は令和８年度の1.2倍、南国市の１人当たりの金額はおよそ年4,000円、令和10年度は令和９年度のおよそ1.33倍、南国市の１人当たりの金額はおよそ年5,300円の引上げが見込まれます。令和10年度で段階的な引上げは終了し、それ以降は一定の金額で維持される見通しとなっています。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○５番（溝渕正晃） ありがとうございます。

少なくとも子ども・子育て支援金制度につきましては、他の健康保険でも同様に取り組みられていますので、国民健康保険におきましても、制度は制度としてしっかりと反映していただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、令和12年度の保険料水準の統一化に向けた状況についてお聞きします。

今年、県が試算をし直すことになっていますが、以前の試算では1万4,000円ほど上がる予定だったと思っています。この金額よりは下がるとはお聞きしてるんですが、一度に大きく保険料が上がりますと、もう無理、対応できませんということで、そういう世帯が出てきてしまいますと、当然ですけども、収納率は下がってしまいます。そういったところをすごく心配しているわけですけども、当然ですけど、収納率が下がりますと、県への納付金につきましては多分変更しないというふうに考えます。そういったことを考えますと、そのためにも必要とされる金額を基金に残しておかないといけないというふうに私は考えております。

そこで、質問ですけども、例えば現在は収納率99%以上だと考えているんですが、想定の設定が正しいかは分かりませんが、例えば90%まで低下した場合、基金にどの程度の金額を残しておかないといけないのか、あと３年ほどその状態が続いた場合は幾ら必要なのか、お伺いします。

○議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（藤宗 歩） 一般的な収納率は、収入額を調定額で割って算出いたしますが、県内国民健康保険料水準の統一における収納率99%は、特殊な算定方法によるもので、分母を現年度分の調定額とし、分子には現年度収入額に加えて、滞納繰越分の収入額を含めて算出しております。このため、一般的な収納率と比較すると高い数値となっており、この算出方法による本市の令和７年度の収納率は100.2%となっております。

御質問の収納率が90%まで低下した場合に必要な基金額につきましては、心身障害者医

療やひとり親家庭医療に加え、令和9年度から開始予定の精神保健に係る医療費助成への地単カットによる基金補填の対応や、令和8年度及び令和9年度に予定されている診療報酬改定による医療費の増加などが見込まれることから、将来にわたる必要基金額を現時点で具体的にお示しすることは困難であります。しかしながら、令和7年度の調定額を基準として試算いたしますと、収納率が90%となった場合、年間約8,660万円の収入減となり、この状況が3年間継続した場合には、累計で約2億6,000万円の収入減となる見込みとなります。以上です。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。

具体的に示すことはできないとのことですが、令和7年度の調定額を基準として試算していただきまして、もし90%まで収納率が低下するとすれば、3年間で約2億6,000万円ほど、余裕を見ると3億円ほどを基金に残しておかないと、不足する可能性が出てくるということになります。

そのためにも、まずは収納率を下げないように、何とかやりくりして保険料を工面していただいている方が対応可能なように段階的に小幅に値上げする取組が必要だと考えますが、令和12年度の保険料水準の統一化に向けて今後どのように考えていくのか、お考えをお聞きます。

○議長（西本良平） 市民課長。

○市民課長（藤宗 歩） 令和12年度の保険料水準の統一化につきましては、県内のどこに住んでいても同じ所得水準、世帯構成であれば原則として同じ保険料負担となることを目指し、県と市町村が連携して取り組んでいるところです。本市におきましても、統一化の趣旨である制度の公平性の確保や将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を維持していくことは重要であると認識しております。

一方で、保険料の急激な引上げは、被保険者の皆様の生活に大きな影響を及ぼすこととなり、収納率の低下につながることも懸念されます。このため、保険料水準の統一化に向けては、被保険者の負担能力にも十分配慮しながら、基金の在り方、活用も含め、急激な負担増とならないよう、段階的かつ計画的に保険料の見直しを行っていく必要があると考えております。特に、統一化直前に大幅な保険料改定を行うことは、市民生活への影響も大きいことから、本市としては、できる限り早い段階から必要な見直しを行い、負担の平準化を図ることが重要であると考えております。

今後につきましては、県が今年度を示す中間報告を注視するとともに、本市の国民健康保険

財政の状況、収納率の推移、被保険者への影響などを総合的に勘案しながら、令和12年度の統一化に円滑に移行できるよう、適切に対応してまいります。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。とにかく保険料を一気に上げて収納率が下がることがないように、被保険者への影響を考慮しながら取組を進めていただきたいと思います。

とはいえ、制度は制度として取り組んでいただくとしても、本当に生活が大変な世帯もありますので、支援は支援として考えていかなければならないのかなというふうに考えております。基金に余裕があれば御検討をお願いしたいのですが、国民健康保険の均等割について、現在は未就学児について均等割額の5割を公費で軽減する制度になっています。令和8年度提出の健康保険法等改正法案では、国民健康保険における子供に係る均等割保険料等の軽減の拡充が明記されておりまして、国は既に子供の均等割負担のさらなる軽減へ政策転換を図っていると思われます。

そこで、質問ですが、国の軽減の拡充が決定するまで、もし基金が十分あり対応が可能であれば、未就学児から小学生まで、または中学生までなどの均等割の軽減を御検討いただきたいのですが、そういったことが事前にできないか、お伺いします。

○議長（西本良平） 税務課長。

○税務課長（北村長武） 令和8年度の国民健康保険税は、現在課税の大詰めを迎えており、来月発送するべく納付書のテスト印刷等も終了し、準備を整えている段階です。議員提案の基金を活用して均等割の軽減を拡充して実施するには、現行の国民健康保険事業財政調整基金条例を改正する必要もあり、年度途中での実施は困難です。

なお、議員紹介の国民健康保険法等の一部を改正する法律は、5月29日に参議院本会議にて可決され、未就学児までだった均等割の5割軽減が令和9年4月1日から高校3年生世代まで拡充され施行されるようになっていきます。

○議長（西本良平） 溝渕正晃議員。

○5番（溝渕正晃） ありがとうございます。来年4月から高校生まで拡充されるのですねということで、よかったです。次の子ども・子育て支援金制度の見直し、それまでに何か支援がないかなと思ってたんですが、国のほうで先に対応していただけたなというふうに、大変ありがたく考えております。

ただ、この均等割につきましては、ほかの健康保険にはないですし、所得が多くない負担感の大きい国民健康保険の保険料につきましては、人口減少に少し影響してるのではないかなと

私は考えておりますので、今後少しは改善していけばいいかなと期待しているところです。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。執行部の皆様、御丁寧な御答弁をありがとうございました。

○議長（西本良平） 3番松本信之助議員。

〔3番 松本信之助議員発言席〕

○3番（松本信之助） 3番、民主クラブ、立憲民主党の松本信之助です。

まず、昨日、おとついと発熱して、扁桃腺の腫れのためにお休みさせていただきました。御心配をおかけいたしました。幸いにも新型コロナウイルスやインフルエンザでもなく、無事に熱も下がりましたので、今日この一般質問に立てることを喜んでおります。御心配いただきまして、本当にありがとうございます。

では、質問のほうをさせていただきますけれども、これまで同僚議員が同じような質問をしてきておりますけれども、通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

まずは、市営住宅の充実について質問のほうをさせていただきます。

この5月に市営住宅の入居募集がありましたけれども、募集戸数と申込みは何世帯ありましたか、教えてください。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 5月募集につきましては、4件の募集に対し19世帯の申込みがありました。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） では、それぞれの物件に対しての希望の内訳を教えてくださいょうか。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 物件の希望につきましては、7月3日の抽せん会において意思確認を行うため、現時点では把握しておりません。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 分かりました。

それでは、入居決定はどのように行われるか、教えてください。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 住宅課において入居申込者の状況等を調査し、公営住宅法に定める所得制限や住宅に困窮しているかどうか等の確認をいたします。その調査結果を基に、南国市

営住宅入居者選考委員会において入居資格の審議を行います。入居資格を有する世帯について、抽せん会で希望物件 1 件を確認し、その物件に対して複数の世帯の希望があった場合は、抽せんにて入居の決定をしております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3 番（松本信之助） ありがとうございます。

今回の 5 月募集では、4 件の募集に対して 19 世帯の申込みがあり、単純な倍率としては 4 倍近くとかなり高いと言えますけれども、希望物件というふうになると、人気物件はまだまだ倍率のほうは高くなるかと思います。毎回それぐらいの倍率になっているようですけれども、その倍率の結果、入居資格者が抽せんにあたらずに入居したいのにできない、そういった声をよく聞きます。今回、これまで入居できずに継続して申請している世帯は何世帯いますでしょうか、また申込回数の多い世帯では何回申し込んでいるか、教えてください。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 過去から申込みをされていて 5 月募集においても申込みをされた世帯は、2 世帯いらっしゃいます。申込回数の多い世帯は、連続 4 回、累計 6 回であり、いずれも入居資格を有するものの、抽せんにて落選されております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3 番（松本信之助） では、これまでに過去最高での落選回数、そして最長で何年間待ち続けていた世帯があったのか、また何回も申し込んだのに当たることなく諦めてしまった市民の方はいらっしゃらないのか、もしくは他市へ移り住み、その公営住宅に入居した方はいないのかなど、具体的に教えてください。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 確認できる範囲ではありますが、過去最高の落選回数は、先ほど申し上げました連続 4 回、累計 6 回であり、期間としては約 2 年ということになります。過去 2 回以上落選された世帯は、こちらも確認できる範囲ではありますが、入居が決まるまで申請をされております。例外として、南国市内の県営住宅に併願されていた方がそちらに入居されたケースがございました。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3 番（松本信之助） ありがとうございます。

約 2 年希望しているのに入居ができないということは、家賃の面では相当その市民の生活を圧迫していることにつながるのではないかと考えています。抽せんにあたらず続けて申し込ん

でいる世帯に対して、当たらずに残念でしたねだけではなく、何か優先的に抽せんに当たりやすくしている方法というのはあるのでしょうか、教えてください。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 抽せんにおいて連続落選2回目となった場合、次回から当選の球数が1個増えるような措置を行っております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。

抽せんだけでは、その人の持ってるくじ運というのもあって、何年にもわたって入居できない市民の方をつくってしまっています。抽せんだけでなく、困窮度合いに応じて入居できる何か優先的な措置を講じる考えはないか、お伺いします。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 市営住宅への入居を希望される方は、経済的な困窮だけでなく、様々な御事情を抱えていらっしゃいます。そのような中、住宅の困窮度合いについて誰もが納得できるよう公平に優先順位をつけることは困難でありますので、抽せんとしております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 分かりました。

では、令和6年3月議会での私の一般質問の中で、そのとき、140戸の公営住宅の空き家があると言われました。そして、現状は新規募集時には常に募集戸数の2倍から3倍程度の入居資格者が抽せんに進んでいる、住宅に困窮する市民に対して低廉な家賃の住宅を提供する役割はまだ重要であるので、空き住宅は美装工事を行い、市民に提供していきたいと考えている、しかしながら美装工事に係る費用が高額となってきたので、限られた予算の中で市民に提供できる戸数をどのように増やしていくかについては、今後の重要な課題として引き続き検討し、空き住宅を減らしていくよう努力していくと、前の松岡課長から御答弁いただきましたけども、募集戸数を増やし、空き住宅を減らしていくための施策はどのようになっていますか、教えてください。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 住宅管理についての予算総額を増額することは、なかなか難しい状況であります。こうした中、これまで除草作業の委託をある程度まとめて発注しておりましたが、本年度からほぼ全てを一括して発注し、コストを抑える工夫を始めております。募集戸数を増やし、空き住宅を減らすまでには至っておりませんが、住宅管理全体の中で工夫し、美装

費用の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 空き住宅の草や木の問題は、その近隣住民からどうにかならないかとよく苦情が出ています。除草作業を一括発注することでコストのほうも抑えて、苦情が出る前に除草作業が定期的に行えるよう、どんどん工夫していってもらえればと思っています。

同じく、令和6年3月議会の質問で、津波浸水区域である前浜地区の募集を停止していると答弁がされました。そのため、市民が申し込める安全な住宅の絶対数が減っており、空き家対策は一刻を争っていると言えます。

そこで、伺いますけども、限られた予算で募集戸数を増やしていくために、例えば畳や壁紙の貼り替えなど最低限の簡易美装にとどめて工事費を抑えるなどの工夫はできないか、御返答をお願いします。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 居住に当たり必要な美装のみを行っていると考えておりますが、施設そのものの老朽化に加え、前入居者の使用状況が悪いものがあり、費用を直接的に抑えることが現実的に難しい状況でございます。御提案のありました簡易美装につきましては、まずは美装工事を発注する際に最低限の工事となっているか、十分に確認を行い、少しでも工事費を抑えられるように努めてまいります。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） よろしく願いいたします。

市民の方から一度、美装などは自分でできるから、空いている住宅の現状のままでええから借りられないかと、そういう相談をしてくれた方がいらっしゃいました。

そこで、入居後に住民が自分で自費で修繕できるＤＩＹ型の公営住宅の導入ができないか、お伺いします。

このＤＩＹ型であれば、常時の募集も可能だと思いますし、これまでのような従来のやり方にとらわれない手法で空き住宅を早期に減らしていく考えというものはないでしょうか、今後の具体的な取組の方針をお伺いします。

○議長（西本良平） 住宅課長。

○住宅課長（伊藤 恒） 御提案いただきありがとうございます。

入居者自ら修繕をするＤＩＹ型公営住宅ということで、確かにこれまでにない新しい発想でございます。家賃の問題、管理責任区分の問題、承継時の問題など解決すべき点も多くあり、

具体的な取組方針まではお答えできませんが、他市の例など情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ぜひ御検討していただければと思っております。

2025年10月に施行されました改正住宅セーフティネット法において、市営住宅をはじめとする公営住宅は、日本の住宅セーフティーネット施策の中心的役割、最高位の受皿として位置づけられています。さらに、国はこの改正法において市営住宅の有効活用と適切な供給は自治体の責務として改めて明確にしました。今後ますます貧富の差がどんどん開いていき、市営住宅のニーズはますます増えていく可能性がありますので、市営住宅募集の充実をこれからも図っていただきますようよろしくお願いして、この質問を終了させていただきます。

次に、学校のプール授業の安全対策について質問させていただきます。

長岡西部地区地域内連携協議会の会議の中で、学校プールの安全対策はどうなっているのかという質問がありました。2024年に高知市でプール死亡事故という大変痛ましい事故が起き、市民の方も気になっているようです。学校のプール授業で亡くなることというのは、どの学校であっても起きてはならないことですが、南海中学校で起きてしまったということが、何よりもあり得ないことだと思っています。

1955年に瀬戸内海で起きた紫雲丸事故により、修学旅行中だった南海中学校の生徒28人がお亡くなりになりました。その紫雲丸事故もきっかけとなって、水泳を習得することが命を守ることに繋がると、全国的に学校のプール授業が始まりました。そのプール授業が始まるきっかけになった南海中学校でプール死亡事故が起きたということは、高知市だけでなく、高知県全体もそうだと思います、子供たちの命を守るためということや命を大事にするための人権教育も形骸化されてしまったことの表れと言っても過言ではないかと思います。

このプール事故以降、二度と同じ過ちを繰り返さないために南国市ではどのような安全対策を行っていますか、教えてください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 高知県が令和7年4月に策定した安全管理指針を受けまして、本市におきましても児童死亡事故の重大性を厳粛に受け止め、二度とこのような事故を発生させないという強い決意の下、令和7年5月に小学校における水泳授業の安全管理マニュアルを策定いたしました。現在各学校においては、このマニュアルに基づき、水泳授業の実施前には授業実施者の役割、監視者の役割、人数確認とバディシステムの活用、水位、水温、水質の管

理、熱中症対策などのチェックリストを用いた徹底した事前の安全確認を行っております。

さらに、県主催の研修会には、各学校から管理職を含む2名が参加し、太陽光の反射による水底の死角や監視者の適切な立ち位置、救命救急法などを現地で検証しており、帰校後に全教員へ伝達講習を行うことで、学校全体での安全意識の共有とスキル向上を図っております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。

高知市の事故原因には、プールの水深の問題と指導と監視の兼務による死角や見落としが命取りとなりました。本市の学校におけるプール授業において、指導を行う教員とは別に監視に専念する人員体制がルール化され徹底されているか、伺います。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 本市におきましては、授業者と別にプールサイドから全体を専念して監視する監視者を1名以上配置することとしております。万一、人員不足等によりこの監視体制が確保できない場合は、その日のプール授業を実施しないこととしております。授業者と監視者の役割を明確にして、水泳授業を実施しております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 徹底されているようで、これからもその継続をお願いいたします。

それでは、高知市の事故検証や教員研修の中では、プールサイドからの光の反射による死角、人形を沈めてそれが見えなくなる現象、それが問題視されたようで、プールサイドからの監視において太陽光の反射により水の底が見えなくなる死角への対策が重要であると指摘をされています。本市が実施している安全対策において、監視者の立ち位置、複数名の配置、偏光サングラスの着用、また授業前に水の底が見通せるかなどの確認手順など、具体的に決められていますでしょうか、教えてください。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 太陽光の反射による死角対策については、策定したマニュアルにおいては、授業開始前に必ず水の底まで明瞭に見通せるかを目視で確認する手順を定めております。具体的な対策といたしましては、太陽の動きや時間帯に応じて監視者の立ち位置を移動させること、複数配置による多面的な監視、さらに光の乱反射を抑え水底を視認しやすくするための偏光サングラスの着用を勧めております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。かなり具体的な取組をしているようで、安心

感は高くなりました。

それでも、万が一、児童や生徒が溺れたり意識を失ったりした場合に備えての救命訓練の実施、あるいは119番通報などの教員の役割分担を各学校で実施しているか、お伺いします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 県主催の研修会にプールサイドからの119番通報、児童の誘導、A E Dの搬送、救命措置などもあり、各学校において水泳シーズン前に実施しております。事故発生時に一刻の猶予もない迅速な行動ができるよう、万全の体制を整えております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） その万全の体制を今後も整えてもらえればと思ってます。

そして、人員不足で監視体制が確保できない場合は、その日のプール授業を実施しないなどの対策はしているようですが、働き方改革が叫ばれ、教員の多忙化が深刻な問題となっている中、安全対策の強化に伴う監視業務の増加が現場の教員にさらなる過重負担となってしまうのではないかと危惧しています。教員が命を預かるプレッシャーにさらされてしまっている、そのような現状に対する教育委員会の認識と、現場の精神的、肉体的な負担を軽減するための配慮についてお伺いします。

○議長（西本良平） 学校教育課長。

○学校教育課長（池本滋郎） 児童の命を預かる現場教員のプレッシャーや安全対策の強化に伴う業務負担の増加については、教育委員会としても非常に重く受け止めております。安全管理を徹底しつつも、チェックリストの効率的な運用や民間委託の検討など、現場の負担軽減に向けた配慮と工夫を今後も重ねてまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ぜひ負担軽減をお願いいたします。

現在、安全対策の強化により、教員が授業と命の監視を同時に行う負担は限界に達しているのではないかと思います。これまでの議会でもプール授業の民間委託が議論されていたようですし、先ほども言っていただきましたけども、今年度はまた香南中学校でZ E Y Oで水泳授業を行っているようです。今後ほかの学校にも広げていく予定はありますでしょうか、また外部からの監視を雇い入れるなど、教員の負担軽減と確実な安全確保を両立するための予算化ができないのか、教育長にお伺いします。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 民間プールの学校利用につきましては、以前から模索をしておったと

ころでございます。中学校につきましては、県の新たなガイドラインに基づきました授業の実施が民間プールにおいて可能であり、本年5月26日から民間のスイミングスクールで香南中学校が授業を行っております。これは事業者側で移動のためのバスも準備してもらいまして、授業においては25メートルプールの2レーンを使用し、監視台から監視を行う者を1名配置していただいております。一方、小学校の利用におきましては、民間プールを現在のガイドラインで決められた水の深さにしようとした場合、プールの水位を大幅に下げることがあることから、事業者側から対応できないとの回答がっております。本年度は試験的に、先ほど申しましたように香南中学校で利用を行っています。今後はほかの学校にも広げることができないか検討をするなど、子供たちの安全確保や教員の負担軽減を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ぜひまた御検討のほどもよろしくお願いいたします。

6月16日の高知新聞に、水泳授業、消防職員が監視という記事が出ていました。これは高知市の取組でしたけども、消防職員というのは人命救助のスペシャリストですので、その消防職員が監視をしてくれるというのは大変心強いことだと思います。記事によりますと、この提案をしたのは小学生の父親でもある消防職員だったようですけれども、消防と教育委員会という組織を超えたこの取組は、非常に素晴らしいことだなと思っています。

しかしながら、後でまた質問させていただくんですけれども、時間外勤務が非常に多いこの南国市でこの取組を進めていけるかっていうことに関しては、なかなか悩ましいところだなとは感じています。

けれども、命を守る、そういう視点に立てば、この上なく有効な取組だと思われますので、ぜひとも南国市も参考にいただければと思います。そして、学校の教員だけでなく、外部人材も積極的に活用していき、子供たちを南国市みんなで守っていける、そういう環境をつくっていただきたいなと思っています。

そして、先ほど言ったその記事の中に、職員アイデアボックスというのがありました。この取組を南国市役所でも取り組めないかなと思いましたので、後の質問の職員の離職のところで提案のほうをさせていただきたいなと思います。

それでは次に、生活保護行政について質問をさせていただきます。

5月28日に生活保護事務怠慢の調査報告と処分についての議員向けの説明会がありました。その中で、たくさんの同僚議員から処分が甘過ぎるという声が上がってありました。また、新

聞を見た市民の方々からも甘いと、そういった声がたくさん自分のところにも上がってきています。その声があることも踏まえて、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の事案により、生活保護受給者及び市民の皆様の信頼を損ねることとなり、大変申し訳なく思っております。

この事案につきましては、南国市職員懲戒審査委員会に審査請求し、審査委員会において対象職員の聴取を行い、事案に至った経過等の報告を受け、処分内容を決定いたしました。処分の決定に際しましては、年度ごとの事案の件数を考慮するとともに、業務の進捗管理や部下への指導をどこまで行ったかなどを聴取の中で判断し、処分内容を決定いたしました。また、事案発生について、上司への報告に相当な時間を要し、組織での情報共有が不十分なまま対応に遅れが生じ、本事案を長期化、深刻化させることになった点も踏まえた処分といたしました。処分につきましては、南国市職員懲戒審査委員会において関係職員から詳しく聴取を行い、事案に至った経緯等について審査した上で、過去の事例や他市町村の事例を踏まえ、委員会としての懲戒処分の内容を決定しており、それを踏まえた今回の処分については適正に行われたと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 分かりました。

その説明会の中で、生活保護業務適正化の取組についても説明を受けましたが、これらのことは本来やっていて当たり前のことではないかなと思っております。今回のこの取組の中に再発防止のために新しく取り入れたっていうことはあったのでしょうか、教えてください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 生活保護業務適正化の取組として挙げた項目は、コンプライアンスの遵守、組織体制の整備など本来業務を行う上での基本的な取組となりますが、これを土台として着実に実践していくことが必要であります。改めて業務手順等を再点検した上で、職場内の情報共有及び支援体制、そして管理監督の徹底を行うことで、再発防止に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 先ほどプール授業の質問のときに、プール事故以降、二度と同じ過ちを繰り返さないために南国市ではどのような安全対策を行ってますかという質問をさせていただきましたが、南国市では児童の死亡事故の重大性を厳粛に受け止め、二度とこのような

事故を発生させないという強い決意の下に小学校における水泳授業の安全管理マニュアルを策定したと、現在各学校においてはそのマニュアルに基づいて水泳授業実施前には授業実施者の役割、監視者の役割、人数確認とバディシステムの活用、水位、水温、水質の管理、熱中症対策などのチェックリストを用いた徹底した事前の安全確認を行っているであったり、県主催の研修会に管理職を含む2名が参加し、太陽光の反射による水底の死角、監視者の適切な立ち位置、救命救急法などを実地で検証しており、学校に帰り、全教員に伝達講習を行うことで、学校全体での安全意識の共有とスキル向上を図っていると答弁をいただきました。このように、二度と同じ過ちを繰り返さないために、完璧ではないかもしれませんが、これまでより一層の具体的な取組を行っているというふうに感じます。

ですが、この生活保護業務の再発防止の取組っていうものは、もともと本来行っていて当たり前のことであり、本当に反省を生かしているのか、また本当に再発防止に取り組もうとしているのか、私は疑問が残りました。本来であれば、二度と同じ過ちを繰り返さないために、より一層の具体的な取組を提出するべきではなかったのかと、私はそう感じております。

そして、この今回の件は、市の財政的な実害というものはなかったかもしれませんが、通院費用の未払い、そして生活に困窮する方々への訪問を4年以上も放置し、さらには孤立死を長期間見落としたこと、それ自体が市民の命と人権を軽視した最大の実害であると思います。市民の命のセーフティーネットであるべき生活保護行政が最も市民を傷つける結果となったことに対して、業務改善だけでなく、倫理観、それをどう立て直すのか、具体的にお伺いします。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） ケースワーカーは、生活保護制度の適正な運用を担うとともに、被保護世帯の生活状況を継続的に把握し、必要な支援や関係機関との連携を通じて自立を支援する重要な役割を担っております。この重要な役割を怠り不適正な事務執行に至ったことは、コンプライアンス意識の欠如、また組織ガバナンスに問題があったと考えております。改めて、職員研修等を通じてコンプライアンスについて再認識を図るとともに、職場におけるマネジメントの強化に努めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） また、前回3月議会の私の一般質問で、差出人が総務課長の職員の服務規律の徹底についての文書に対して、ニュースや新聞記事になったこれほど大きな事件なので、本来であれば市長自らの発信とすべきではなかったかと、そういった話をさせていただき

ました。今後二度と同じ過ちを繰り返さないために、今回市長自らが先頭に立って職員全体に対してどのようなこと、行動を行ったか、教えてください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の事案につきましては、まず課長会におきまして事案の経過を説明し、業務の適正管理、再発防止を徹底いたしました。また、今回職員の処分が確定したことを受け、6月9日付で市長名で庁内向けに綱紀肅正及び服務規律の徹底の通知を行ったところであります。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 分かりました。

今回のこの事案は、処分をして終わりではなくて、二度と同じ過ちは絶対に繰り返さないこと、そして市民の皆様から信頼を取り戻せて、そこで初めて解決であると思っています。5月30日の新聞に市長は、信頼回復と再発防止に向けて全庁挙げて取り組むとおっしゃっていますが、どのような取組を行うのか、具体的に教えてください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 調査を進める中で、職員個人の問題にとどまらず、組織的な業務管理の在り方など、多くの改善すべき課題が顕在化いたしました。今後の取組といたしまして、最前提として、公務員倫理、コンプライアンスについて職員研修等を通じて、職員への再認識を図ります。

次に、組織体制の整備としまして、過重な業務負担とならないよう、人員の適正配置を行うとともに、ケースワーカー、査察指導員が抱えている庶務業務をいま一度整理し、効率的に業務が遂行できる体制づくりに取り組めます。

次に、管理監督体制の強化としまして、県に再発防止策として提出しておりますが、査察指導台帳を用いた進捗管理、そして指導の徹底を図ります。また、同一の査察指導員とケースワーカーの組合せを最長2か年とし、違った視点で指導できる体制といたしました。

次に、職場内での情報共有、支援体制として、ケースワーカーが1人で困難事例を抱え込むことがないように、定例の係会におきまして、ケースワーカーと査察指導員が困難事例への対応方針や事務処理での注意点等を全員で共有し、業務支援が行えるよう取り組んでおります。また、ケースワーカーの担当地区は、原則毎年度入れ替えることを徹底いたしました。さらに、新任職員は、両隣に経験1年以上の職員を配席し、定期的に席がえをすることにより、複数の経験者から事務処理を会得できるようにしております。改めて業務内容を再点検し、職場内の

情報共有、管理監督の徹底を行うことで、再発防止に努めてまいります。

また、これらの取組の進捗状況につきましては、定期的実施状況の報告を求め、確認を行いたいと考えております。この事案は、福祉事務所のみならず、全庁的なリスクであると認識しております。改めて事案に至った経緯を踏まえ、職場単位での事務手順や進捗管理の徹底、また組織マネジメントがしっかり機能するよう、職員研修等を通じて再発防止に取り組み、市民の皆様から信頼される行政運営に努めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） では、この生活保護行政について、最後にもう一度だけ市長にお伺いしますけれども、本気で再発防止、そして市民への信頼回復のために取り組んでいきますか。

市長が本気で取り組んでいき、本当に市民のための南国市役所となっていこうとする決意があるのであれば、ぜひ私も一緒に協力し、支援させていただきたいと思ってます。けれども、僕だけではもちろん、実力不足というものは認識しています。しかし、ほかの同僚議員の中にも、市長が本気であるならば協力、支援していこう、そう思う方も多くおられると思います。市長の本気の思いを教えてください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 行政運営の根幹は、市民の皆様から信頼されることです。信頼されることによりまして、住民の皆さんとの協働の体制が組めるものであるということにも思っております。ところでございまして、それをまず第一に考えていかねばならないというように思っております。今回の事案を個人及び一組織の問題にとどめることなく、組織全体の課題として再発防止策を着実に実行してまいります。今後におきまして、全庁一丸となって綱紀粛正、コンプライアンスの徹底、業務執行体制の強化を進め、市民の皆様から再び信頼を取り戻すことができるよう、強い覚悟を持って取り組んでまいります。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 分かりました。

市民の皆様から本当に誇ってもらえる、そういう南国市に、そういう南国市役所になるよう、共に頑張ってまいりましょう。そして、職員が市民のために一生懸命働きたいと、そう思える南国市になっていくために、次の職員の離職についての質問に移りたいと思います。

現在の市役所の職員数を教えてください。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 令和8年4月1日現在で、正規職員は466名、会計年度任用職員は

450名です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 令和5年の私の議案質疑のときには、正規職員は466人、会計年度任用職員は382人でしたので、そのときより会計年度任用職員の人数が増えているようで、正規職員と会計年度任用職員では、今はほぼ半々ずつということですね。

今年度4月1日時点の段階で正規職員に2名の欠員があったようですけども、去年は7月採用試験があったということですが、今年度はなぜ行わないのか、教えてください。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 今年度の中途採用で募集する職種につきましては、行政職として経験者枠、土木技師、保健師、保育士など一定の社会人経験を必要とする職種が多いため、10月採用を実施することといたしました。それで、7月採用につきましては、募集開始時期が2月になり、過去に実施した採用試験におきましても10月採用のほうが社会人経験者の応募が多かったということもありまして、今回10月というふうにしております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。7月採用試験を行わない理由というのは分かりました。

しかし、欠員が出ているのに補充しないことで、現場の職員に過重労働のしわ寄せが行っていませんか、お伺いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） それぞれの部署におきまして、繁閑期を考慮しつつ、職員の兼職や代替職員として会計年度任用職員、冒頭で申し上げましたように会計年度任用職員が増えておりますが、そういった形を使いまして補っております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、今の時点で年度途中で辞職する職員が数名いると聞きましたが、何名ほど辞職されるのでしょうか。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 本年度は5名が年度途中で退職、または退職予定となっております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） では、年間で何名の方が退職年齢前に辞職をしておりますでしょうか。

か。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 直近3年間では、令和5年度が13名、令和6年度11名、令和7年度が7名となっております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） では、その辞めてしまう職員の理由というものはどういったものがありますか、教えてください。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 勧奨退職を除きますと、心身の故障や転職を含めほかにやりたいことがあるなどが理由として挙げられます。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。

また、職員の残業時間が全国自治体の中でも高いという話を聞きましたけれども、残業時間数と全自治体中で何番目に高いのかを教えてください。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 令和7年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査、これは令和6年度の時間外勤務の状況になりますが、市区町村1,721団体中17位で、時間外勤務時間は月平均20.8時間となっております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 令和6年度のことだということですけども、1,721団体中17位。これはすばらしい成績なのかなというふうに思うんですけども、これはかなりの過重労働というものになっているんじゃないかなと思っています。これでは心身を壊しかねないのではと感じるんですけども、現在精神的な疾患などにより長期休職、または休職を繰り返している職員はいらっしゃいますか。また、辞職までに至ったという職員だけでなく、現場で限界を迎えている職員の現状について、市の認識をお伺いします。

○議長（西本良平） 渡部副市長。

○副市長（渡部 靖） 本年6月1日現在で、分限休職をしている職員は7名となります。全てが業務多忙を原因とするものではありませんが、業務に応じた適正な定員管理はもとより、メンタルヘルス対策の強化が急務であると考えております。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○ 3 番（松本信之助） もちろんそうだと思います。

例えば、辞職の話に戻しますと、50代くらいで退職金もそれなりにあると。なので、年度末で辞職する、そういったことは理解できますけれども、若手や中堅職員が年度途中で南国市役所が嫌になって辞職する、そういったことってというのは、休職者も含め組織的な問題もあるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（西本良平） 渡部副市長。

○ 副市長（渡部 靖） 年度途中での自己都合退職は一定数あります。今年度5名のうち3名は、昨年度のうちに退職の申出があったものです。多くは自身のやりたいことがあるといった理由ではありますが、中堅職員の退職が続いており、これは単なる人員減にとどまらず、ノウハウや組織の継承、組織全体の生産性にも影響を与えるものと受け止めております。

○ 議長（西本良平） 松本信之助議員。

○ 3 番（松本信之助） そうですね。中堅職員の途中辞職というものは、職場でもかなりの痛手であるなということはもちろん理解できます。

なので、今後の途中辞職をする職員を減らしていく、そのためにも辞められる職員から理由を聞いて分析、改善というものを行っているのか、お聞きします。

○ 議長（西本良平） 渡部副市長。

○ 副市長（渡部 靖） 退職理由につきましては、詳しく総務課のほうでも聞くようにしておりますが、全てを話してもらっているわけではないと感じております。近年公務員の早期退職は全国的な課題となっており、その背景には業務の複雑化や多様化による業務負担の増加や価値観の変化などがあると認識しております。

○ 議長（西本良平） 松本信之助議員。

○ 3 番（松本信之助） 私は若手職員などが年度途中で辞職を決意する背景っていうものは、そういったものもあるでしょうけども、職場の人間関係、あるいは業務過多について、上司に相談しても解決しなかった、そういう組織への絶望っていうものもあるのではないかなと思っています。職員が本音を言える相談体制、あるいは人事異動の希望が適切に反映される仕組みになっているか、市長はどのように総括されてますでしょうか。

○ 議長（西本良平） 市長。

○ 市長（平山耕三） 職務経験を踏まえた人材育成、研修機会の充実、管理職のマネジメント力の向上を進め、職員一人一人が意欲を持って働ける環境づくりが必要であると考えております。人事異動の希望につきましては、配属部署については全体の配置からの調整がありますの

で、全ての職員につきまして希望をかなえることはできないところですが、異動希望の申告書を提出した職員につきましては、令和7年度異動は77.6%、令和8年度は80%の希望がかなう結果となっております。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） 分かりました。できる限り適材適所の人事をお願いいたしたいなと思っております。

せっかく南国市のために働こうと高い志を持って入庁した若手職員が、僅か数年で、しかも年度途中で辞めてしまうことは、本市にとっても極めて大きな損失であると思います。これまでは試験をして採用する、そのことばかりに注力してきたのかもしれませんが、これからは採用した職員を大切に育て定着させる、そして離職を防ぐための職場環境づくりへ市長自らがかじを切るべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 近年地方公務員を取り巻く環境は大きく変化しておりまして、若手、中堅職員の早期退職は、多くの自治体におきまして人材確保、人材定着の観点から重要な課題となっております。この状況を踏まえ、職員が安心して働き続けられる環境づくりを基本とし、適正な定員管理や業務改善による時間外勤務の削減など、負担軽減に一層取り組む必要があります。また、新しく採用した職員につきましては、研修やOJTなどによりまして、長い目でサポートしていく必要性もあるのではないかと思います。職員の定着は、安定した行政運営と市民サービスの維持向上につながる重要な課題でありますので、職員の声も丁寧に把握しながら、働きがいと働きやすさを両立できる組織づくりを進めてまいります。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ありがとうございます。

これまでの市長の答弁の中で、職員一人一人が意欲を持って働ける環境づくりが必要であると考えていると、また職員の声も丁寧に把握しながら働きがいと働きやすさを両立できる組織づくりを進めていくと答弁をいただきましたが、まさにそのとおりだと本当に思います。

そこで、先ほど学校のプール授業の最後に話しました職員アイデアボックスを提案させていただければなと思っております。

やはり職員のアイデアや声、思いというものがしっかりと業務として反映されれば、働きがいができ、仕事も積極的に取り組んでいけるきっかけにもなろうかと思います。もちろん若手

職員の声を届けていくという意味では、労働組合、南国市には2つ組合がありますけど、そこに入って組合を通じて声を届けてもらう、そういったことも本当に大事なんですけども、なかなか今は組合に加入する若手職員も少なくなっているようです。このアイデアボックスというものを設置することで、先ほど市長がおっしゃった職員一人一人が意欲を持って働ける環境づくりというものにもなるかと思いますので、ぜひ市長、職員アイデアボックスというものを設置してみませんか、お考えをお聞かせください。

○議長（西本良平） 市長。

○市長（平山耕三） 私も仕事をする上では、常に職員の皆様と風通しのいい関係をつくっていきたいという思いがありまして、日々そういうふうにも努めておるところではございます。ただ、それが全ての職員かといいますと、なかなかそういった行動が行き渡らないのが現実でございます。今御提案いただきました職員の意見を集めるそのアイデアボックスということにつきまして、ぜひともその活用を含め、どうやったら職員の声を生かされるのかなということを検討したいというように思います。以上です。

○議長（西本良平） 松本信之助議員。

○3番（松本信之助） ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

市民のためを思った職員の声というものが反映されるということは、その職員の働きがいや積極性を生み、また本当に風通しのいい職場にもなっていくんだろうなというふうに思っています。風通しのいい職場づくりというのは、職務怠慢も生みにくくするのではないのかな、そして何よりも市民サービスの向上につながっていく、そう思っています。生活保護行政の最後にも言いましたけれども、本当に職員が市民のために一生懸命働きたいと思える南国市になり、市民の皆様から誇ってもらえる南国市役所になるよう共に頑張ってもらいましょうとお伝えさせていただいて、私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西本良平） 17番有沢芳郎議員。

〔17番 有沢芳郎議員発言席〕

○17番（有沢芳郎） 市政会の有沢です。もう5人目で疲れちゃうとは思いますが、よろしくお願い申し上げます。

私の質問は、1、市街化調整区域の見直し、2、香南中学校区エリアで大湊小学校は存続できるか、3、南国市スポーツセンターの夜間運営について質問をさせていただきます。

南国市の市街化調整区域について質問します。

香美市において長年の課題であった市街化調整区域の実質的な見直し、規制緩和が進んだ主な原因と背景には、地域の活力維持、子育て世代の定住促進と高知県開発審査会提案基準第23号の改正、適用という自治体制、県側の双方の働きが合致したことにあります。2026年4月1日から新基準運用開始に至った具体的要因は、以下の3点に集約されます。

1、高知県開発審査会提案基準第23号への特定エリア追加。これが、最も直接的な制度要因です。もともと市街化調整区域内での建築は厳しく制限されていましたが、香美市は策定したまちづくり方針に沿う形で県に対して基準緩和の特定エリア追加を働きかけ、これが認められたことが原因です。これにより、一律の激しい規制から地域の特性に応じた建築、土地の活用の幅を広げる柔軟な運用、市指定の区域内であれば要件を満たすことで住宅や店舗等の建築が可能になる措置へとかじを切ることができました。

2、人口減少、子育て世代の流出に対する強い危機感。香美市では、次のような地域存続に関わる課題が深刻化していました。高知工科大学という若者が集まるリソースがありながら、周辺市街化調整区域に住宅が建てられないため、卒業後や若年層の定住受皿がつかれない。調整区域内にある小学校の周辺集落で若者が家を建てられず、少子・高齢化とコミュニティの維持困難が加速している。こうした農地や秩序を守るための規制がかえって地域の活力を奪っているという現状への危機感が、行政や議会を突き動かす強い原動力となりました。

3つ目、具体的なエリア選定による計画的な緩和への転換。無秩序な開発を防ぎつつ、見直しを成立させるため、香美市が対象を絞り込んだことも原因として挙げられます。今回の見直しは、以下のエリアが特定され、大義名分、まちづくりとの整合性が立ちやすくなりました。

香美市が市街化調整区域の規制を緩和できた原因は、高知県の開発審査会提案基準第23号という仕組みを活用し、市の明確なまちづくり方針、いわゆる実施方針を県に認めさせたことにあります。

そこで、質問です。

市街化調整区域の規制緩和を認めさせる開発審査会提案基準第23号を活用したことはありますか。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 先ほど有沢議員から御説明をいただきました高知県開発審査会提案基準第23号につきましては、本市においても活用をしております。本市では、香美市に先立ち、平成29年3月1日より高知大学医学部周辺において、また平成30年4月1日よりインターチェンジ周辺において、市のまちづくりの方針に沿った特定エリアを設定し、市長意見書を

作成した上で、高知県開発審査会へ付議する運用を行っております。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 第23号提案には市長の意見書が必須になっており、意見書を出したことがあれば、どんな提案を出したか、教えてくださいませんか。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） これまでの提案内容といたしましては、高知大学医学部周辺における自己用住宅、共同住宅及び店舗等の立地やインターチェンジ周辺における製造業、運輸業及び卸売業に係る施設の立地などがございます。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） その結果、何件建ちましたか。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 提案基準第23号につきましては、これまでに17件の活用実績がございます。内訳を申し上げますと、医学部周辺における自己用住宅が1件、アパートなどの共同住宅が6件、店舗が1件、そのほかインターチェンジ周辺の事業所が9件となっております。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） その結果、自己用住宅は僅か1件、活用されてない原因は何でしょう。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 高知大学医学部周辺の自己用住宅の要件では、対象者を高知大学医学部の常勤職員に限っております。そのため、利用対象者が限定されていることから、利用件数は少ない状況でございます。しかしながら、本提案基準は高知大学医学部周辺におけるまちづくりの方針に基づき運用しているものであり、一定その役割は果たしているものと考えております。

また、本市では、都市計画法施行条例に基づき、集落拠点周辺エリアの住宅の許可要件を設けております。岡豊地区におきまして、この要件による開発許可件数は、権限移譲後の8年間で74件に上っております。提案基準第23号による開発許可は、高知県開発審査会での議決を経る必要があり、先ほどの条例による開発許可と比較してハードルが高く、手続にも時間を要します。そのため、自己用住宅につきましては、より利用しやすい条例による許可制度が選択されていることも提案基準第23号の活用件数が少ない要因の一つであると考えております。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 人口減少、地域の活力低下に対する強い危機感を持ちゅうかえ。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 人口減少や地域活力の低下につきましては、本市においても大きな課題であると認識しており、強い危機感を持っております。特に本市では、市街化区域の人口が増加している一方で、市街化調整区域の人口は減少しており、地域によってはコミュニティの維持が喫緊の課題となっております。また、本市は市街化調整区域の人口が市街化区域の人口を上回るという、全国的に見てもまれな都市構造となっております。そのため、集落の維持や地域コミュニティの存続は重要な行政課題であると考えております。このようなことから、本市では都市計画マスタープランや立地適正化計画において、地域コミュニティの核となる集落拠点を位置づけるとともに、開発許可基準の見直しや空き家の利活用などを通じて、地域コミュニティの維持と定住促進に取り組んでいるところでございます。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 南国市の明確なまちづくり方針を高知県に提案しましたか。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 本市のまちづくりの方針につきましては、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において明確に位置づけております。都市計画マスタープランでは中心拠点や集落拠点、産業拠点などを位置づけ、それらを高速自動車道や主要幹線道路などの交通ネットワークで結ぶ多極ネットワーク型の都市構造を目指しております。また、開発許可基準の見直しをはじめ、提案基準第23号の運用におきましても、本市のまちづくりの方針との整合を図りながら高知県とも協議を行ってるところでございます。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 市街化区域内にある大篠地区は、人口増、特に学校に関する問題としてどのような問題が生じておりますか、教えてください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 大篠地区につきましては、住宅立地が進んでいることなどから、大篠小学校の児童数は増加傾向にあり、県内でも有数の大規模校となっております。一方で、本市の集落拠点到位置づけている地域の小学校におきましては、児童数の減少が続いている学校もございます。このように、地域によって児童数の増減に差が生じていることは認識しております。本市といたしましては、大篠地区における教育環境の確保に努めるとともに、

集落地域における地域コミュニティの維持や定住促進も重要な課題であると考えております。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） では、その問題を解決するにはどんな提案ができると考えてますか。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 地域ごとの児童数の偏りにつきましては、土地利用制度だけで解決できるものではなく、雇用環境や交通の利便性、子育て環境など、様々な要因が関係しているものと考えております。そのため、本市では都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づき中心拠点や地域拠点への居住誘導を図るとともに、集落拠点においては開発許可基準の規制緩和や空き家の利活用の促進などに取り組んでおります。大篠地区をはじめとする市街化区域への居住誘導と集落拠点における定住促進は、対立をするものではなく、双方を進めることによって市全体の均衡ある発展につながるものと考えております。以上です。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 地域拠点の明確な位置づけに、日章産業団地周辺や香南中、日章小学校エリアで住宅や店舗などの建築、土地活用の幅が大きく広がることを提案しましたか。してなければ、今後地域拠点の明確な位置づけに取り組む考えがあるか、教えてください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 御質問の日章産業団地周辺や香南中学校、日章小学校周辺につきましては、先ほど来からの提案基準第23号における特定エリアとして高知県に提案したことはございません。しかし、本市では日章地区をはじめとする集落拠点について、提案基準第23号ではなく、南国市都市計画法施行条例に基づく許可制度を運用しているところでございます。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 香美市の提案基準第23号の中には、本市における集落拠点周辺エリアの住宅の許可要件に類似した特定エリアが設定されているが、その違いは何か、教えてください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 本市と香美市との運用の違いではありますが、大きく4つあると思います。

まず1つ目は、対象エリアの要件についてです。本市の集落拠点周辺エリアは、高知県が指定した既存集落と大規模指定集落のエリア内としています。一方、香美市では、香長小学校ほ

か3校、及び佐岡コミュニティセンターの敷地からおおむね1キロメートル以内のエリアとしています。

2つ目は、対象者の要件についてです。本市の集落拠点周辺エリアの住宅の許可要件では、対象者についての要件はございません。一方、香美市の提案基準では、子育て世帯であり、かつ10年以上居住することを確約できる者に限られております。

3つ目は、自己用住宅の所有の有無についてでございます。本市では、所有の有無については問いませんが、香美市では自己用住宅を所有していないことを要件としております。

最後に、4つ目は、対象となる土地の要件でございます。本市の集落拠点周辺エリアの住宅の許可要件では、平成29年1月1日時点におきまして、土地の地目が宅地または雑種地として登記されていることを要件としております。一方、香美市の提案基準では、本市のような土地の地目や登記時期に関する要件は設けられておりません。以上です。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） その最後の違いが一番大きいと思います。要するに、香美市では農地を活用できるということ。南国市も同じように運用ができないか、教えてください。

○議長（西本良平） 都市整備課長。

○都市整備課長（篠原正一） 本市におきましても、香美市と同様に高知県開発審査会提案基準第23号を活用した場合には、土地要件の緩和を検討する余地はあるものと考えております。ただし、本市では、条例による許可制度を採用いたしておりますし、さらに対象者も限定をしておりません。このことから、香美市の提案基準制度と比べて利用しやすい制度となっております。そのため、現在は土地要件を設けることで市街化調整区域の性格との調和を図っているところでございます。今後は提案基準第23号の活用につきまして、高知県とも十分協議をしていく必要があるものと考えております。以上でございます。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 実は、私もながおか温泉で香美市の市長とよく会ったんです。香美市の市長にどうやって市街化調整区域を頑張ってやったんですかと聞いたら、熱意、要するに高知工科大学の周辺が何ともならんき、どうしてもやりたいという熱意を一生懸命県へ行って語ったと。市長、これなんですよ。

要するに、香美市は南国市より市街化調整区域が大きい、94%なんです。ほんで、南国市は92%。私が議員になるときに、市街化調整区域が92%あるから何とか緩和してくれと、当時の議長と一緒に県へ行って、何とか市街化調整区域を見直していただいて、大篠地区一辺倒じ

やなく、各学校エリア、駅周辺の1キロぐらいを市街化調整区域として見直してもらえませんかと、何年もかけて陳情したんですけれども、一部しか見直しになってません。パーセントでいえば、92%が減っておりません。これは市長、市長の熱意なんです。市長が一生懸命市街化調整区域を見直すことによって、大篠地区一極じゃなく、コンパクトシティーでは失敗してるんですから、もう少し駅前周辺とか駅周辺、学校周辺をどうか見直すように県へ行って、陳情をよろしく願いまして、この質問はこれで終わります。

次に、香南中学校エリアについて質問します。

大湊小学校は、現在児童数は8人しかいません。大湊小学校は運動会など、地域と一緒に運動会をしています。地域の絆である大湊小学校の運営方針を教育長はどのように考えているか、教えてください。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 大湊小学校につきましては、議員御指摘のように現在児童数が8名となっており、今後の学校運営や教育環境について御心配のお声をいただいております。

一方で、学校は、単に子供たちが学ぶ場というだけではなく、地域の歴史や文化、またつながりを支える地域の核としての役割も担っております。特に大湊地域におきましては、学校を守り、地域を次世代につないでいきたいという住民の皆様の大変熱い思いがありまして、私もいたしましたとしても、その思いを重く受け止めております。

教育委員会といたしましては、子供たちにとって望ましい教育環境を確保するという視点を大切にしながらも、直ちに統廃合ありきで判断するのではなく、まずは地域や保護者の皆様と丁寧に対話を重ねてまいりたいと考え、これまでも保護者や、また子供たちとも今後の学校運営についての話し合いを行ってまいりました。今後も小規模校ならではの一人一人に寄り添った教育や異年齢交流のよさを生かしながら、特色ある学校づくりにも取り組んでまいります。

人口減少や少子化は全国的な課題であります。だからこそ、学校をどう地域の未来につなげていくかという視点が重要であると考えております。私たち教育委員会といたしましては、大湊小学校を地域とともに支え、できる限り存続できる方向を模索してまいります。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 教育長の熱い言葉を聞いて、少し安心しました。もう8人しかおらんき、もう潰すぜよと言われたらどうしようかと思って。そういうふうになると、本当に地域が疲弊します。どうか教育長、よろしくお願い申し上げます。

そして次に、香南中学校は、全校生徒が74名しかいません。去年は59名でしたけれども、若

千15名増えて74名になりました。4中学校のうち、最も生徒数の少ない中学校です。私の母校であります58年前の半分近くの生徒数なんです。高知県でも100メートル直線で走れる最大のグラウンドを持ち、くろしお鉄道の立田駅から歩いて2分、通学できる交通の便のいい中学校なんです。非常に学力も高く、英語の学力なんかは本当にトップクラスに近い学力を持っております。この香南中学校をどのように活性化するか、教えてください。

○議長（西本良平） 教育長。

○教育長（竹内信人） 有沢議員の御提案をなぞるような形にはなりますが、香南中学校につきましては、現在生徒数が74名となっておりまして、以前からいいますと、生徒数の減少が続いております。特認校制度を活用し、校区外からの受入れも進めており、多少の入学はあるものの、現状として大幅な増加には至っておりません。しかしながら、私はこの学校には他校にはない大きな魅力と可能性があるというふうに考えております。

まず、県内でも有数の広い運動場を有し、芝生の維持管理も丁寧に行われております。生徒たちは恵まれた環境の中で伸び伸びと学校生活を送っております。また、英語教育については、長年にわたり特色ある取組を積み重ねておりまして、防災教育においても中学生防災士の育成など、全国的にも誇れる実践が行われております。加えて、落ち着いた教育環境の中で、学力面においても一定の成果を上げております。

私は、これからの学校づくりにおいては、小規模校だからこそできる教育をどう磨き上げていくかが重要であると考えております。例えば英語教育、防災教育、地域連携教育をさらに発展させ、香南中学校に行きたいと思われる学校づくりを進める必要があると考えております。単に生徒数を追うだけではなく、教育内容そのもので学校の価値を高めていく視点が重要であります。また、広い敷地や芝生グラウンドを活用したスポーツ、体験活動、地域と連携した防災キャンプや交流事業、さらにはICTを活用した特色ある学びなど、他の学校では実現しにくい教育環境を積極的に発信してまいりたいと考えております。

これからは保護者や子供たちが学校を選ぶ時代になっていくようにも思われます。教育委員会といたしましても、学校の魅力を待つのではなく、積極的に発信し、選ばれる学校づくりを支援してまいります。生徒数減少という現実は厳しいものもありますが、私は香南中学校が持つ豊かな教育資源を生かしながら、地域に根差し、地域に誇られる学校として、今後も活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） 教育長の熱い答弁、ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

げます。

次に、南国市のスポーツセンターの夜間運営について質問します。

平成11年に建設してから、田植が始まり稲を刈るまでの3月から8月までの約半年間、グラウンドが使えません。建設に当たり地権者との約束と聞いていますが、覚書か契約書がありますか。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） 御指摘の覚書につきましては、関係文書や保存資料等を調査いたしましたが、約30年前の案件であり、現存する資料からは覚書の存在や内容を確認することができませんでした。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） この覚書がないというのは非常に残念ですが、僕はあると思います。なぜならば、このし尿処理センターをやったときに、覚書があったんです。三和の体育会が運営するのに覚書があったんで、ないはずはありません。そのときにサインをしたのは、西森教育長なんです。僕は見まして、議会でもそれを取り上げてやったことがあります。

だから、言われんけれども、本当はよく探せばあると思うんですが、これはもう30年前のことなんで、これ以上は追及しませんけれども、要はこのグラウンドをどうしても使えるようにしたいんです。もう20年たって、私がこの理事長をしたときに、あの農地の方に、使わせてもらいたいと。そのときに、要するに補償を出しましょうと。要するに、米が減反になったら補償しますと、米1俵ぐらいでどうでしょうかというような提案をしたときに、一部の農家の人はオーケーいうて言うてくれましたけども、最終的には西側の地権者が取り合う間もなくシャットアウトされましたんで、全然交渉になりませんでした。要は、一年中グラウンドが使えるように、市民が喜んでいただけるように夜間使用の解除に取り組んでいただける考えはあるかないか、教えてください。

○議長（西本良平） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（前田康喜） スポーツセンターのグラウンドの夜間利用につきましては、周辺で営農されている水田への影響に配慮し、農作物の生育期間である春から秋にかけて夜間照明の使用を制限しているところでございます。

議員御提案の農家の皆様に補償を行った上で夜間利用を認めてはどうかとの御質問でございますが、本施設は地域住民のスポーツ活動の場である一方、周辺農地との共存を前提として整備しており、営農環境への配慮は重要な責務であると考えております。しかしながら、スポー

ツ施設の有効活用と地域農業との両立を図る観点から、検討に値する提案であると受け止めております。今後につきましては、関係者の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（西本良平） 有沢芳郎議員。

○17番（有沢芳郎） よろしく申し上げます。

一応課長にはその地域の照明のデータは渡してるので、また地域の住民にお願いをして、オーケーと言うてもらうように努力しますんで、その成果が出たら、市長、ひとつよろしく願いします。

これで質問を終わります。

_____ *

○議長（西本良平） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西本良平） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明19日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時11分 延会